

四万十町第3期障害者計画 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

温かな支え合いのなかで、一人ひとりが輝き、
安心して暮らせる共生のまち 四万十町

令和3年3月



目 次

序論.....	1
第1章 計画の概要.....	2
1 計画策定の背景と趣旨.....	2
2 計画の性格.....	4
3 計画の期間.....	5
4 策定体制.....	5
5 計画の推進体制.....	5
第2章 障害のある人等の状況.....	7
1 人口・世帯の状況.....	7
2 障害のある人の状況.....	9
第3期障害者計画.....	19
第1章 計画の基本的な考え方.....	20
1 基本理念.....	20
2 基本目標.....	21
3 施策の体系.....	22
4 施策の重点課題.....	23
第2章 施策の展開.....	26
基本目標1 お互いに思いやる、共生社会のまちづくり.....	26
基本目標2 日々の暮らしを支える支援体制づくり.....	31
基本目標3 自立と社会参加の基盤づくり.....	36
第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画.....	41
第1章 障害福祉の充実のための成果目標・活動指標.....	42
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	42
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	44
3 地域生活支援拠点等における機能の充実.....	46
4 福祉施設から一般就労への移行等.....	47
5 障害児支援の提供体制の整備等.....	51
6 相談支援体制の充実・強化等.....	54
7 障害福祉サービス等の質の向上を図る体制の構築.....	55
第2章 障害福祉サービス等の見込み.....	57
1 障害福祉サービスの見込み量.....	57
2 地域生活支援事業の見込み量.....	62
3 障害児通所支援等に関するサービスの見込み量.....	70

資料編.....75

1 町内の社会資源について.....76

2 アンケート調査からの意見.....80

3 関係団体・サービス提供事業所調査からの意見.....89

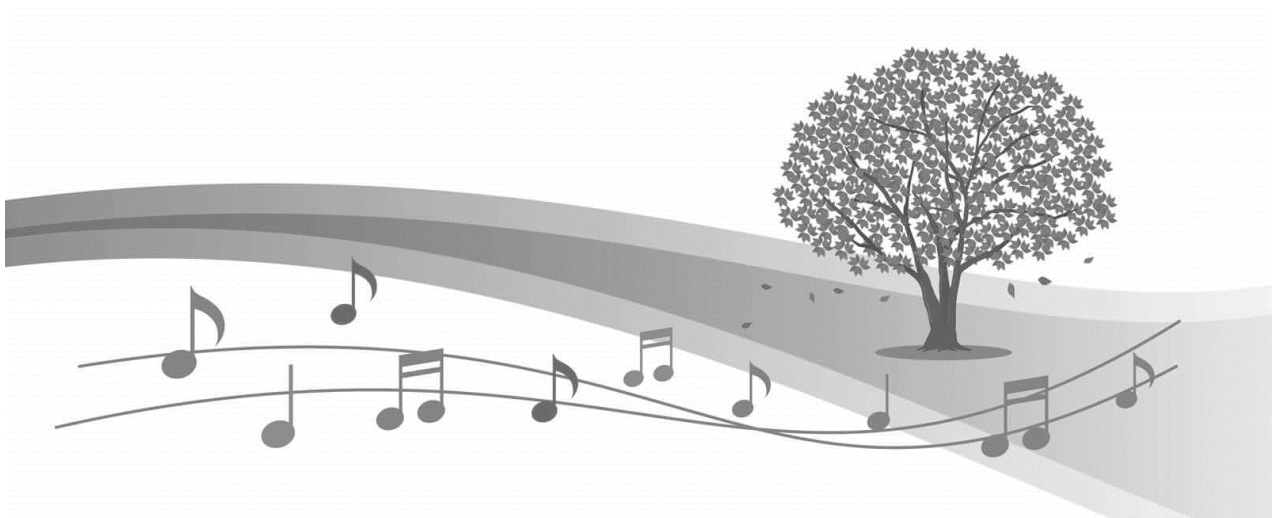
4 計画策定の経過.....90

5 四万十町障害者計画等策定委員会設置要綱.....91

6 四万十町障害者計画等策定委員会名簿.....93

本計画の文中では和暦を使用しています。令和3年以降は、下表をご参照ください。						
和暦	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
西暦	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年

序論



第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 四万十町の取り組み

四万十町（以下、本町という）では、平成19年3月に障害者施策を計画的・総合的に推進するため、5年間の障害者施策のあり方を定めた「四万十町障害者計画」と、計画的にサービスを提供していくため、数値目標を設定し、サービス提供体制の確保の方策を定めた「四万十町障害福祉計画」を策定しました。

その後も国の障害者施策の制度改正等を踏まえながら、平成30年3月、ノーマライゼーション¹の理念のもとに、「温かな支え合いのなかで、一人ひとりが輝き、安心して暮らせる共生のまち 四万十町」をキャッチフレーズに掲げ、「四万十町第3期障害者計画」「四万十町第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」を策定しました。

この度、「四万十町第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」が計画期間終了を迎えることから、サービスの利用状況や国の制度の動向を踏まえ、「四万十町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定しました。なお、「四万十町第3期障害者計画」は令和5年度までの計画期間であるため、引き続き継続するものです。

■障害者計画と障害福祉計画・障害児福祉計画の関連イメージ

障害者計画

障害者施策全般に関わる理念、基本的な方針及び目標を定めた計画です。「障害のある人のための施策に関する基本計画」という位置づけになります。

障害福祉計画・障害児福祉計画

障害福祉サービス等の成果目標や必要なサービス見込み量等を定めた計画です。「障害福祉に関する事業計画」という位置づけになります。

<策定する事項>

- 成果目標
 - ・福祉施設から地域生活への移行
 - ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ・地域生活支援拠点等における機能の充実
- 障害（児）福祉サービス
 - ・各年度におけるサービス種類ごとの見込み量
 - ・見込み量確保のための方策
- 地域生活支援事業（必須事業、任意事業）
 - ・各年度におけるサービス種類ごとの見込み量
 - ・見込み量確保のための方策

¹ 障害のある人も、そうでない人と同様の生活ができるように支援すべきであるという考え。

(2) 障害福祉をめぐる国の動向

国では「障害者権利条約」の批准に向け、障害のある人に関連する各種制度・法律等の整備を進めてきました。本計画においては、このような動向を踏まえて策定を行います。

■国の動き

年度	国の主な流れ	概要
H18	障害者自立支援法施行	自立支援法に基づく新体系サービスへの移行がはじまる。応益負担によるサービス費用の一部が自己負担となる。
H19	障害者権利条約署名	障害者の権利条約の締結に向けた取り組みがはじまる。
H20	障害者雇用促進法の一部改正	障害者雇用納付金制度の適用対象範囲が拡大される。
H22	障害者自立支援法の一部改正	利用者負担の見直し、障害者の範囲の見直し、相談支援の充実、障害児支援の強化等が盛り込まれる。
H23	障害者虐待防止法成立	障害者に対する虐待の禁止、国等の責務を定めた法律が成立する。
	障害者基本法の一部改正	目的規定や障害者の定義等を見直した改正法が成立する。
H24	障害者優先調達推進法成立	障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項を定めることにより、障害者施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図る。
	障害者総合支援法成立	「障害者基本法の一部改正」を踏まえた基本理念や、障害者の範囲の拡大等を定めた法律が成立する。
H25	障害者差別解消法成立	差別を解消するための合理的配慮の不提供の禁止等を定めた法律が成立する。
H26	障害者権利条約批准	「障害者の権利に関する条約」の批准書を国際連合事務総長に寄託し、平成26年2月19日より国内において効力を生じている。
	難病法成立	難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）が成立し、難病の患者に対する医療費助成制度が確立された。
H28	障害者雇用促進法改正	雇用の分野における、差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供を義務化する。
	障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正	障害者の望む地域生活の支援や障害児へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備を進める。
H30	障害者基本計画（第4次計画）策定	障害者権利条約の完全実施を目標に掲げ、共生社会の実現を目指して、社会全体での取り組みを定めた。
	障害者文化芸術活動推進法成立	障害者の社会参加を促進するため、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を図る。
R1	障害者活躍推進プラン	共生社会に向けて障害者の活躍の場の拡大を加速するため、労働、教育、スポーツ、文化芸術等6つの政策プランを定めた。
	農福連携等推進ビジョン	障害者等の農業分野での活躍を通じて、自信や生きがいを創出し、社会参画を促す取り組み。
	読書バリアフリー法成立	視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害によって読書が困難な人々の、読書環境を整備することを目指す。

2 計画の性格

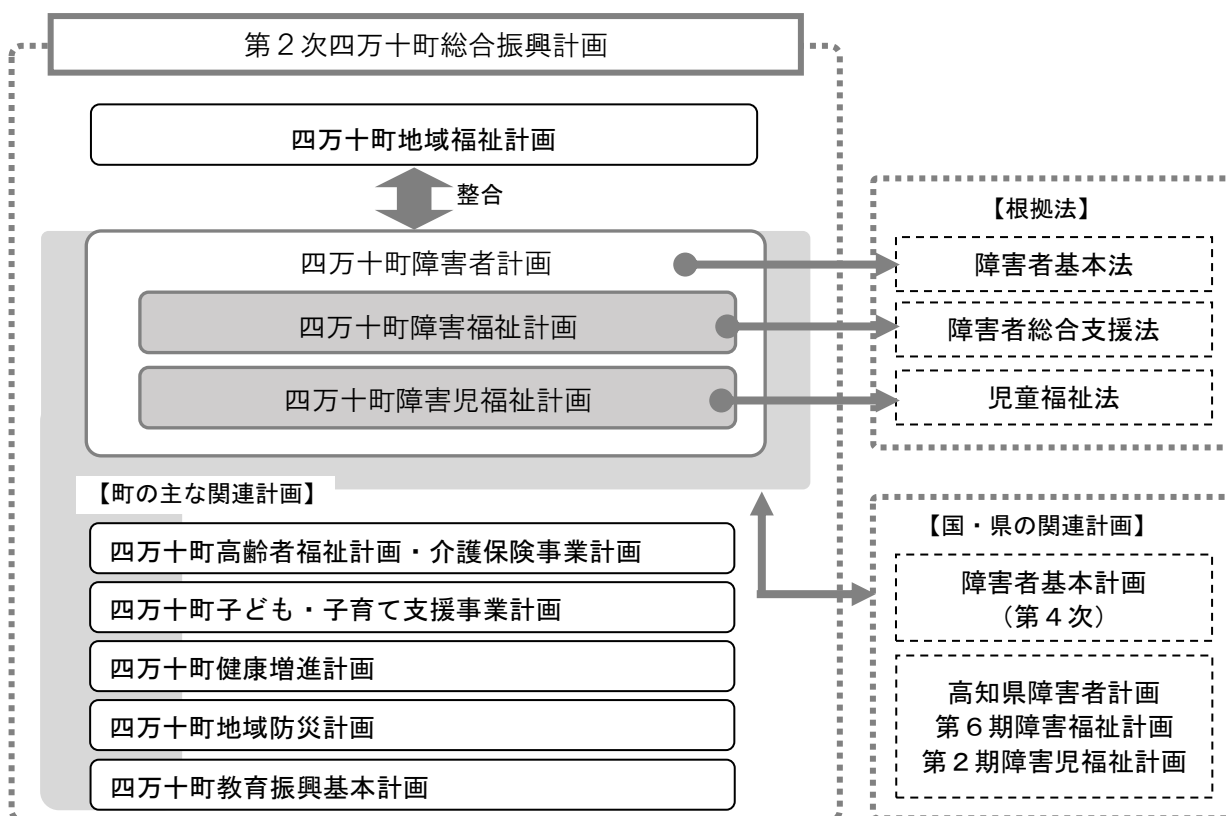
四万十町第3期障害者計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として本町の障害者施策の基本的な考え方を明らかにし、障害者施策の総合的な推進を目指すものです。

四万十町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障害福祉サービスの事業計画として、成果目標や必要なサービス見込み量等を定めるものです。

本計画の策定においては、国の「障害者基本計画（第4次）」、高知県の「高知県障害者計画・第6期高知県障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」等の内容を踏まえて策定しています。

また、本町における上位計画である「第2次四万十町総合振興計画」の障害者福祉に関する具体的な部門別計画として位置づけ、各分野の関連計画と整合・調整を図りながら策定します。

■計画の関連イメージ



3 計画の期間

四万十町第3期障害者計画の計画期間は、平成30年度から令和5年度までの6年間です。

四万十町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度の3年間とします。

なお、計画期間中においても、国の動向等により、必要に応じて見直しを行うものとします。

平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
四万十町第3期障害者計画 (平成30～令和5年度)					
四万十町第5期障害福祉計画 第1期障害児福祉計画 (平成30～令和2年度)			見直し	四万十町第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画 (令和3～5年度)	

4 策定体制

計画の策定にあっては、住民や関係者等の意見を反映するために「四万十町障害者計画等策定委員会」を設置し、障害のある人を取り巻く現状課題の反映や、必要な障害福祉サービスの見込み量等について協議を行います。

また、庁内関係課との調整や計画素案に対する意見公募を実施し、策定します。

5 計画の推進体制

(1) 計画の広報・周知

計画の推進にあたっては、住民や地域の理解促進が不可欠です。ホームページでの公表等、様々な媒体を通じて本計画を広く住民に周知します。

特に、障害や障害のある人に関する理解・啓発や、地域での見守り、交流、防災・防犯等の取り組みは、地域との連携や地域住民の主体的な取り組みが不可欠であることから、関係課との連携のもとで重点的な広報を行います。

また、障害のある人への周知にあたっては、当事者や家族等の意見を取り入れながら、合理的配慮の視点を踏まえ、わかりやすい情報発信を行います。

(2) 計画の推進

障害福祉サービス等の充実を図るため、サービス提供事業所等へ各種情報提供を行う等、事業参入しやすい環境づくりに努めます。また、利用者がサービス提供事業所の選択に活用できるよう、事業所情報の広報を行います。

また、障害福祉サービス等で広域的な対応が望ましいものは、県や近隣市町と連携して提供体制の充実に取り組みます。

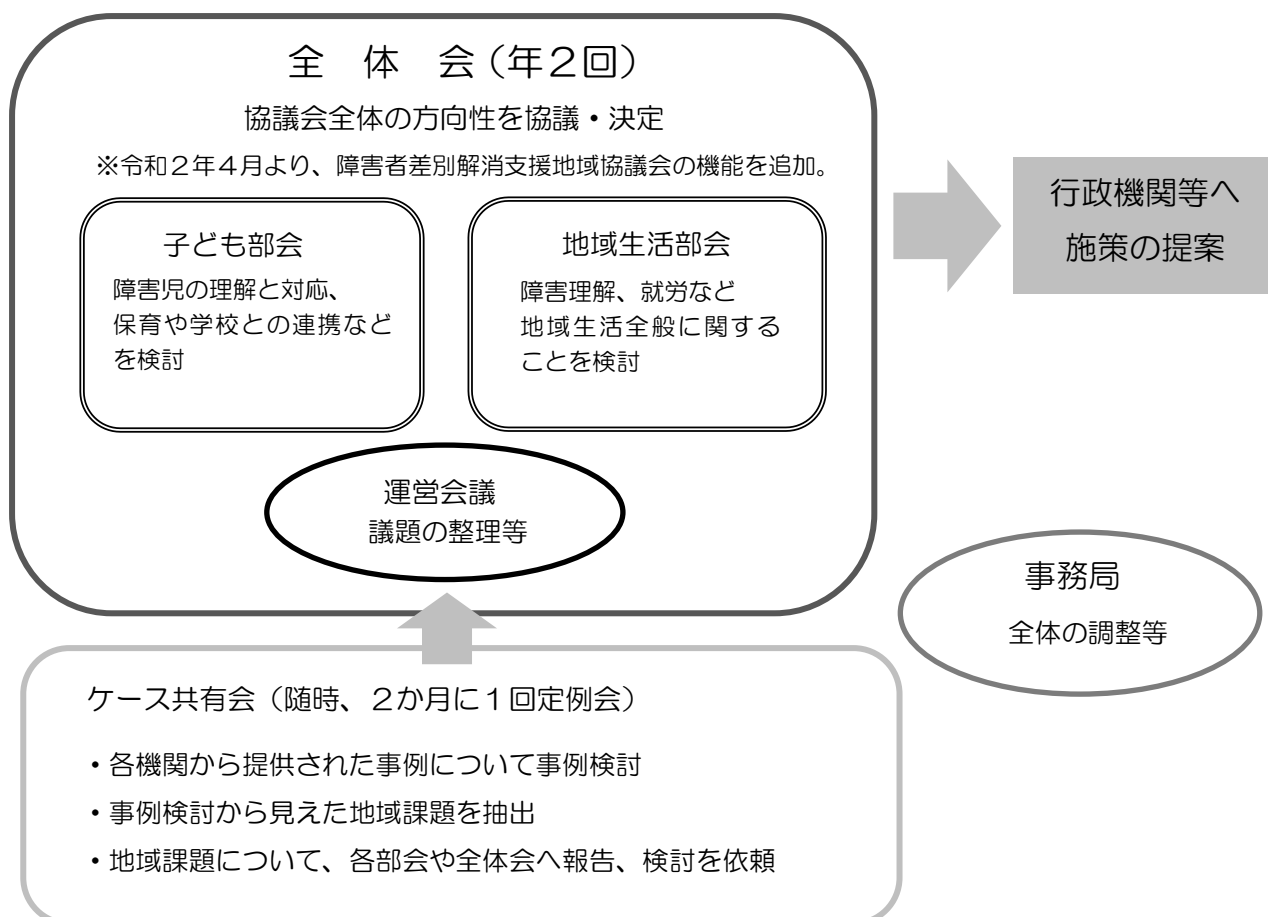
さらに、計画を円滑に推進していくため、健康福祉課が中心となり、保健、医療及び福祉分野をはじめ、子育て、教育、就労、まちづくり等障害者施策に関わる各分野との連携を図ります。

(3) 計画の進捗管理

本計画を着実に実行していくため、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画の進捗状況の点検及び評価については、「PDCAサイクル」に基づいた進捗管理を図るため、四万十町障害者自立支援協議会で行うこととします。

進捗状況を評価したうえで、施策のより効果的な推進に役立てるとともに、必要に応じて事業の見直し等を行います。

四万十町 障害者自立支援協議会 組織図



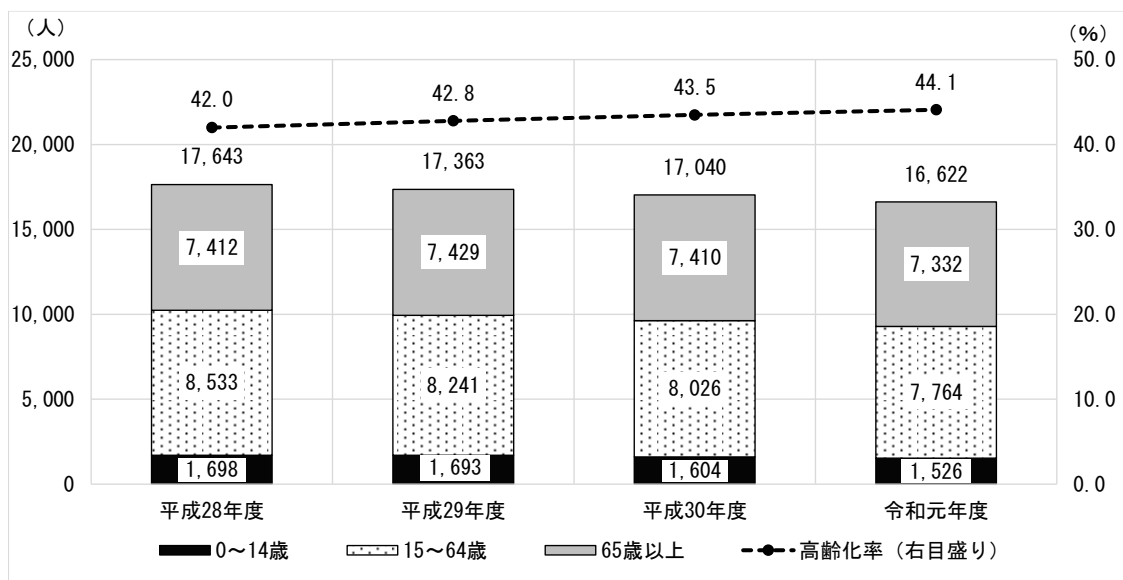
第2章 障害のある人等の状況

1 人口・世帯の状況

本町の人口は年々減少しており、令和元年度末には 16,622 人となっています。また、少子高齢化が年々進行し、高齢化率（65 歳以上割合）は令和元年度末で 44.1%となっています。

世帯数も年々減少しています。また、1 世帯あたり人員も減少しており、令和元年度末で 1.98 人となっています。

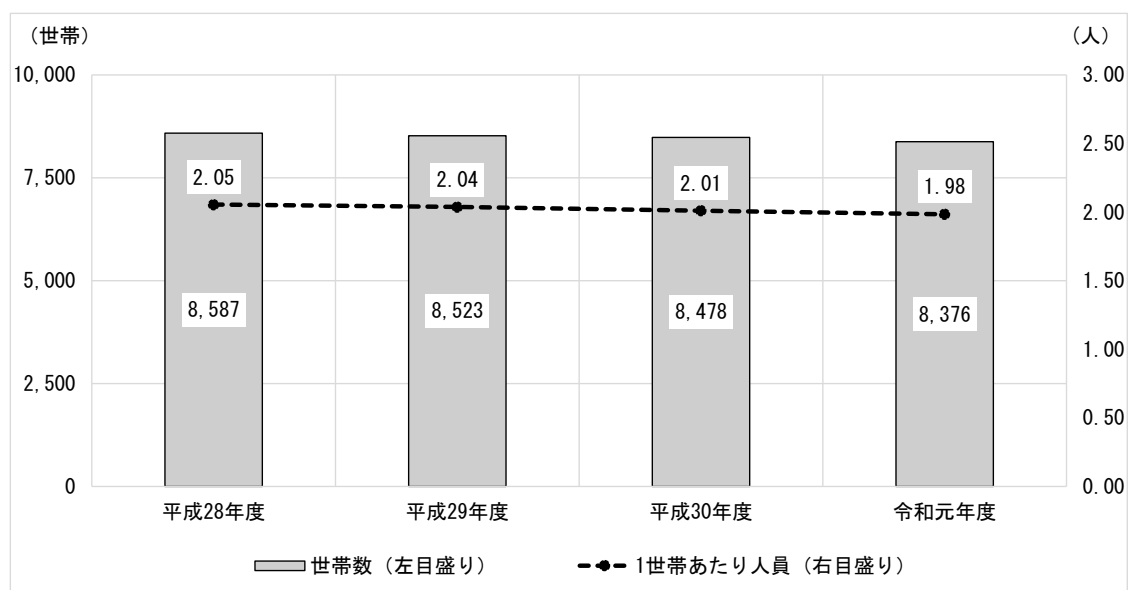
■年齢3区分別人口と高齢化率の推移



項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
0～14 歳（人）	1,698	1,693	1,604	1,526
15～64 歳（人）	8,533	8,241	8,026	7,764
65 歳以上（人）	7,412	7,429	7,410	7,332
総人口（人）	17,643	17,363	17,040	16,622
高齢化率（％）	42.0	42.8	43.5	44.1

資料：【各年度末時点】四万十町（企画課）

■世帯数と1世帯あたり人員の推移



項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
世帯数 (世帯)	8,587	8,523	8,478	8,376
1 世帯あたり人員 (人)	2.05	2.04	2.01	1.98

資料：【各年度末時点】四万十町（企画課）

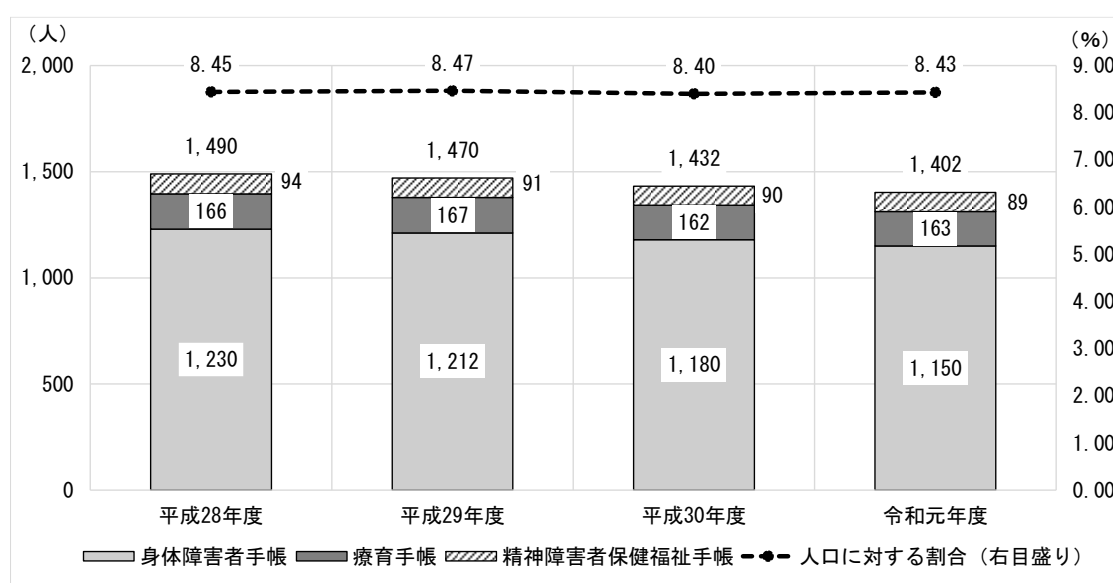
2 障害のある人の状況

(1) 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数は、令和元年度末で 1,402 人となっており、総人口に占める割合は 8.43% となっています。

手帳種別にみると、全体の8割を身体障害者手帳が占めていますが、所持者数は年々減少しています。また、療育手帳の所持者数、精神障害者保健福祉手帳の所持者数ともに、若干の減少となっています。

■障害者手帳所持者数の推移



項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
身体障害者手帳 (人)	1,230	1,212	1,180	1,150
療育手帳 (人)	166	167	162	163
精神障害者保健福祉手帳 (人)	94	91	90	89
合計 (人)	1,490	1,470	1,432	1,402
人口に対する割合 (%)	8.45	8.47	8.40	8.43

資料：【各年度末時点】四万十町（健康福祉課）

(2) 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数の推移を【年齢別】にみると、18歳未満（障害児）は10人前後とほぼ横ばいです。18歳以上65歳未満は年々減少しています。

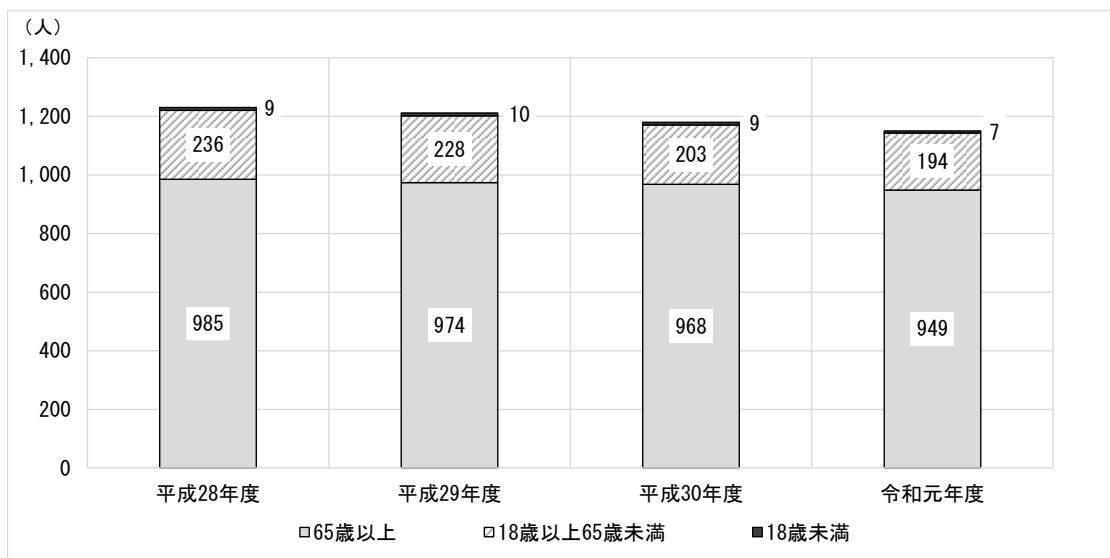
全体の8割を占める65歳以上も年々減少しています。なお、65歳以上は介護保険サービスの対象者となります。

【等級別】にみると、障害の重い1級がもっとも多く、次に4級が多くなっています。

【種別】にみると、肢体障害が全体の6割近くを占めており、次に内部障害が多くなっています。

※身体障害者手帳とは、身体に永続的な一定の障害のある人が、各種の福祉サービスを受けるために必要な手帳です。障害の種類と程度によって、1級から6級まで区分されています。

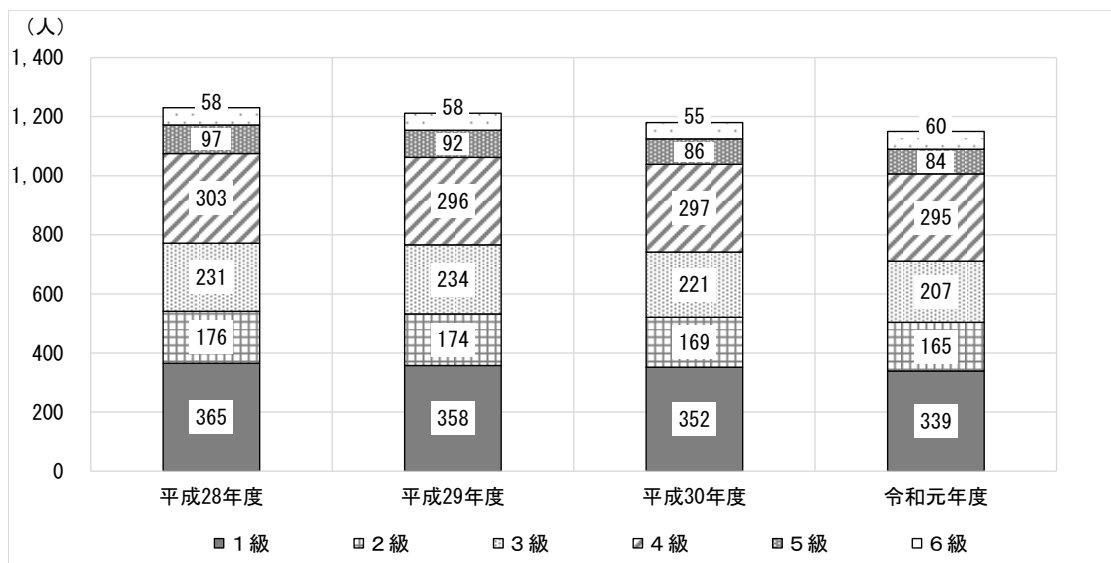
■【年齢別】身体障害者手帳所持者数の推移



項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
18 歳未満（人）	9	10	9	7
18 歳以上 65 歳未満（人）	236	228	203	194
65 歳以上（人）	985	974	968	949

資料：【各年度末時点】四万十町（健康福祉課）

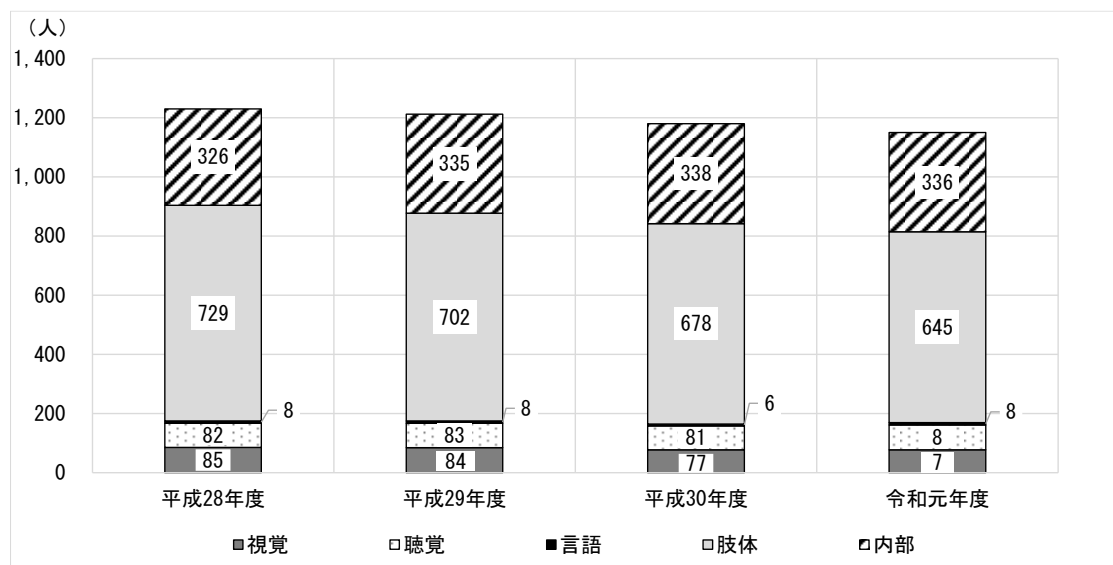
■【等級別】身体障害者手帳所持者数の推移



項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
1 級 (人)	365	358	352	339
2 級 (人)	176	174	169	165
3 級 (人)	231	234	221	207
4 級 (人)	303	296	297	295
5 級 (人)	97	92	86	84
6 級 (人)	58	58	55	60

資料：【各年度末時点】四万十町（健康福祉課）

■【種別】身体障害者手帳所持者数の推移



項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
視覚（人）	85	84	77	77
聴覚（人）	82	83	81	84
言語（人）	8	8	6	8
肢体（人）	729	702	678	645
内部（人）	326	335	338	336

資料：【各年度末時点】四万十町（健康福祉課）

(3) 療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数の推移を【年齢別】にみると、18歳未満（障害児）は20人前後で推移していましたが、令和元年度では15人となっています。

全体の7割を占める18歳以上65歳未満は120人前後とほぼ横ばいです。

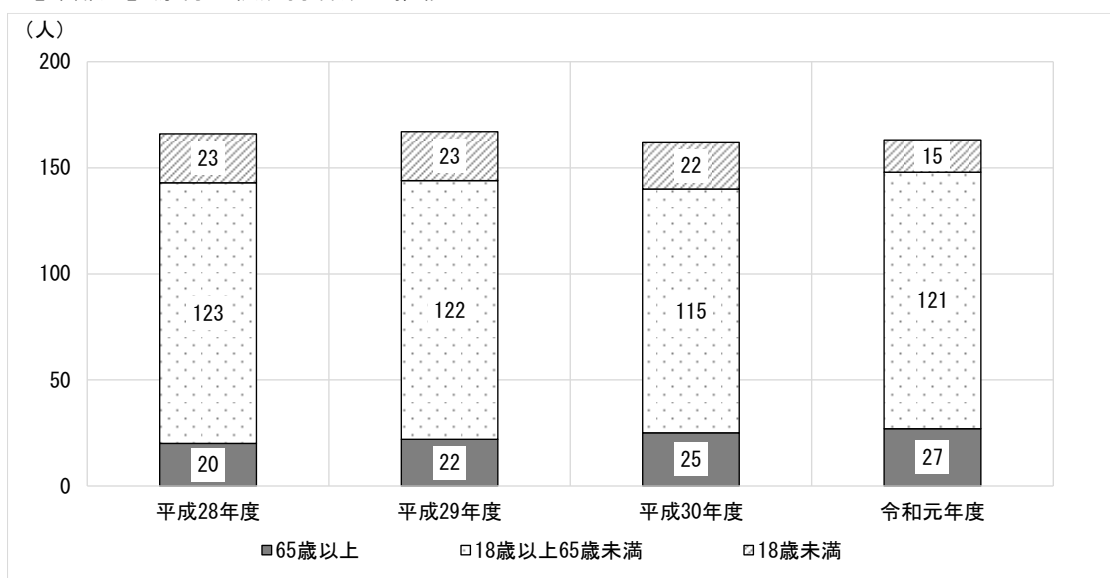
介護保険サービスの対象者となる65歳以上は、平成28年度の20人から令和元年度は27人に増加しています。

【程度別】にみると、各区分ともほぼ横ばいで推移しています。

※療育手帳とは、知的障害のある人が、各種の福祉サービスを受けやすくするための手帳です。

高知県では障害の程度によって、A1（最重度）、A2（重度）、B1（中度）、B2（軽度）の4段階に区分されています。

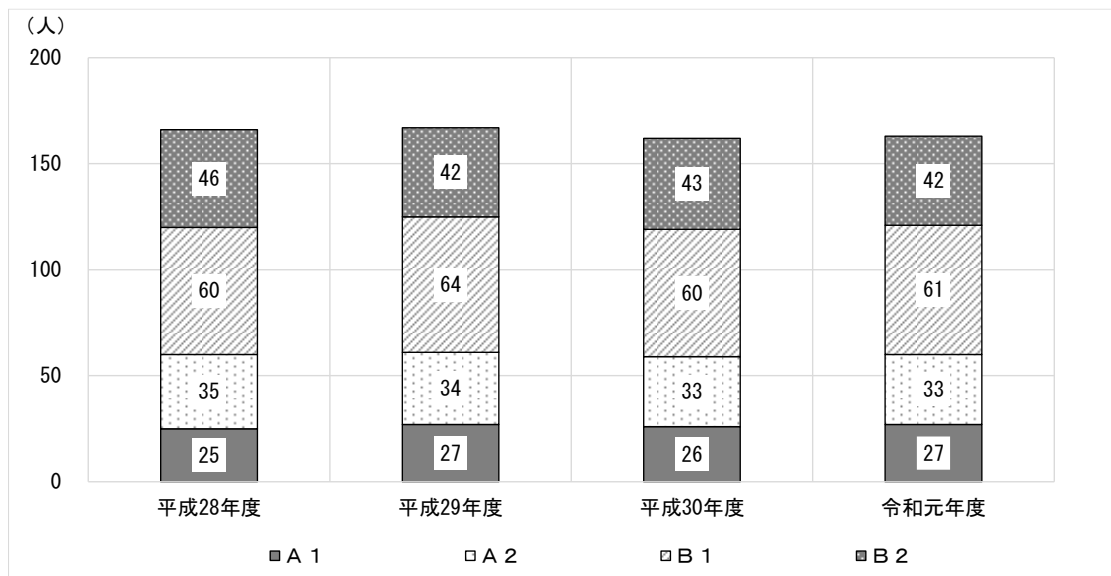
■【年齢別】療育手帳所持者数の推移



項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
18 歳未満（人）	23	23	22	15
18 歳以上 65 歳未満（人）	123	122	115	121
65 歳以上（人）	20	22	25	27

資料：【各年度末時点】四万十町（健康福祉課）

■【程度別】療育手帳所持者数の推移



項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
A 1 (人)	25	27	26	27
A 2 (人)	35	34	33	33
B 1 (人)	60	64	60	61
B 2 (人)	46	42	43	42

資料：【各年度末時点】四万十町（健康福祉課）

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

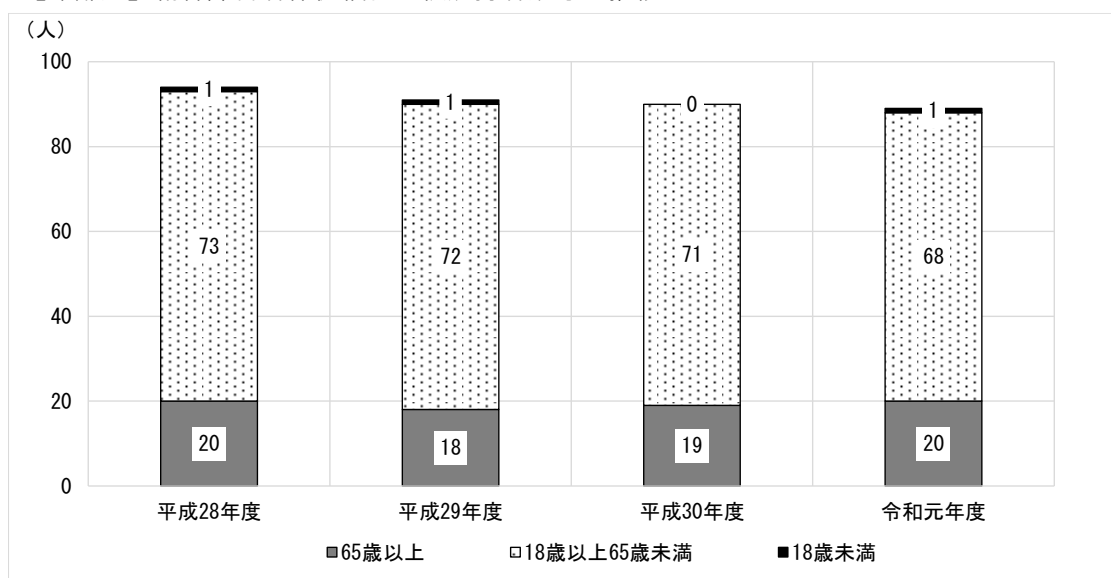
精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移を【年齢別】にみると、18歳未満（障害児）は平成28年度以降、毎年度1人か0人です。

全体の8割近くを占める18歳以上65歳未満は70人前後、介護保険サービスの対象者となる65歳以上は20人前後とほぼ横ばいで推移しています。

【等級別】にみると、2級が約7割を占めています。1級、2級、3級の人数はほぼ横ばいで推移しています。

※精神障害者保健福祉手帳とは、一定の精神障害の状態にある人が、各種の福祉サービスを受けやすくするための手帳です。障害の程度に応じて、重度から1級、2級、3級に区分されています。

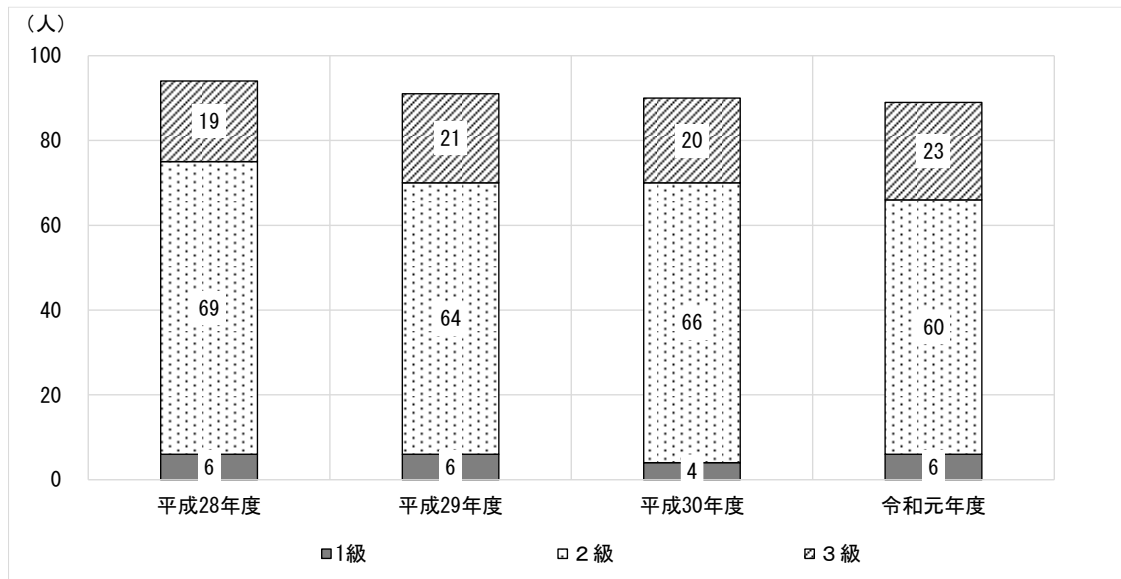
■【年齢別】精神障害者保健福祉手帳所持者数等の推移



項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
18 歳未満（人）	1	1	0	1
18 歳以上 65 歳未満（人）	73	72	71	68
65 歳以上（人）	20	18	19	20

資料：【各年度末時点】四万十町（健康福祉課）

■【等級別】精神障害者保健福祉手帳所持者数等の推移



項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
1 級 (人)	6	6	4	6
2 級 (人)	69	64	66	60
3 級 (人)	19	21	20	23

資料：【各年度末時点】四万十町（健康福祉課）

(5) 難病患者等の推移

特定医療費（指定難病）受給者証所持者数は、平成 28 年度の 186 人から令和元年度は 161 人に減少しています。

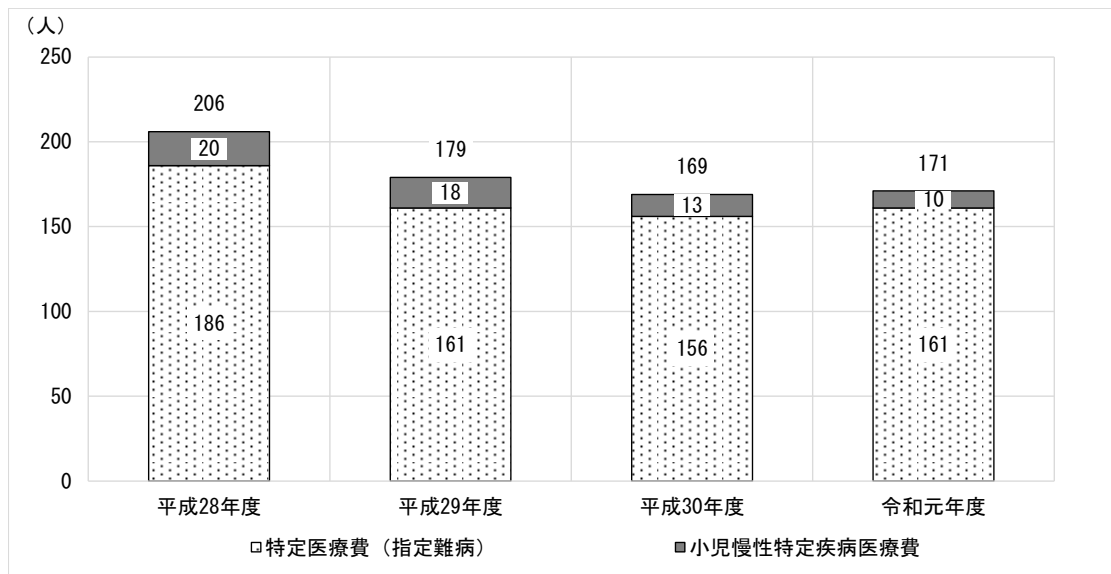
小児慢性特定疾病医療費受給者数は、平成 28 年度の 20 人から令和元年度は 10 人に減少しています。

※難病とは、法律等による明確な定義はありませんが、行政が「難病」として取り上げる疾病の範囲は、次のように整理されています。①原因不明、治療方法未確立で、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病。②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するため家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病です。

※小児慢性特定疾患とは、幼少期より長期にわたり治療が必要な次の疾患になります。

(1)悪性新生物(2)慢性腎疾患(3)慢性呼吸器疾患(4)慢性心疾患(5)内分泌疾患(6)膠原病(7)糖尿病(8)先天性代謝異常(9)血液疾患(10)免疫疾患(11)神経・筋疾患(12)慢性消化器疾患(13)染色体または遺伝子に変化を伴う症候群(14)皮膚疾患(15)骨系統疾患(16)脈管系疾患の 16 疾患群に属する 762 疾病です。

■特定医療費（指定難病）受給者証所持者数及び小児慢性特定疾病医療費受給者数の推移



項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
小児慢性特定疾病医療費受給者数（人）	20	18	13	10
特定医療費（指定難病）受給者証所持者数（人）	186	161	156	161
合計（人）	206	179	169	171

資料：高知県（健康対策課）

(6) 特別支援学級・特別支援学校在籍者数の推移

特別支援学級在籍者数の推移をみると、年度によって増減がありますが、令和2年度では小学校30人、中学校8人となっています。

特別支援学校在籍者数の推移をみると、令和2年度では小学部2人、中学部5人、高等部7人となっています。

※特別支援学級とは、小学校、中学校等において障害のある児童生徒に対し、障害による学習上または生活上の困難を克服するために設置される学級です。

※特別支援学校とは、障害のある幼児児童生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校です。

■特別支援学級在籍者数の推移（各年度5月1日現在）

単位：人

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
小学校	19	18	21	21	30
中学校	11	6	9	8	8
合計	30	24	30	29	38

資料：四万十町（学校教育課）

■特別支援学校小学部・中学部在籍者数の推移（各年度5月1日現在）

単位：人

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
小学部（在籍者）	1	2	2	2	2
（うち入学者）	1	1	0	0	0
中学部（在籍者）	6	3	4	6	5
（うち入学者）	0	3	1	2	2

資料：四万十町（学校教育課）

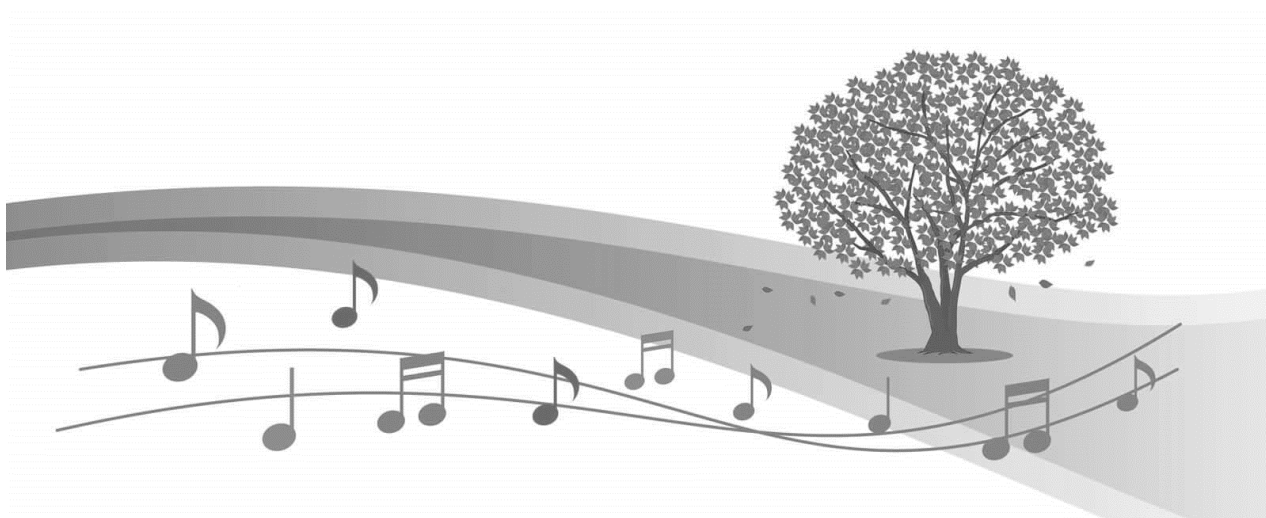
■特別支援学校高等部在籍者数の推移（各年度5月1日現在）

単位：人

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1年生	1	7	0	1	6
2年生	2	1	8	0	1
3年生	3	2	1	8	0
合計	6	10	9	9	7

資料：高知県（特別支援教育課）

第3期障害者計画



第1章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本町はこれまでノーマライゼーションの理念のもと、障害者福祉施策を推進してきました。その結果、様々な専門的な機関が整備され、関係機関の連携体制が構築される等、一定の成果はみられています。一方で、解決すべき課題はまだ多くあります。そこで、本計画においても引き続き、障害の有無に関わらず、誰もがお互いにその個性を尊重し合いながら、主体的に社会参加できるまちづくりを目指します。

そのためには、

- ◆自己選択・自己決定の原則のなかで、必要な支援を受けながら、安心して豊かな生活を送ることが出来る体制づくり
- ◆地域社会の対等な構成員として、その人が持つ能力を十分発揮しながら、積極的に社会参加できる環境づくり

を進めていくことが必要であると考えます。そこで、以下の基本理念（キャッチフレーズ）のもと、その実現に向けた施策展開を図ります。

基本理念

温かな支え合いのなかで、
一人ひとりが輝き、
安心して暮らせる共生のまち
四万十町

2 基本目標

これまでの町の取り組みや計画策定にあたり把握した課題やニーズを踏まえ、本計画では下記の3つを基本目標として掲げ、本計画の基本理念の実現に向け、障害のある人の自立を支えるまちづくりを目指します。

基本目標1 お互いに思いやる、共生社会のまちづくり

障害のある人もない人も互いに個性と人格を尊重し、ともに学び、働き、活動し、支え合って生きていく共生社会の実現に向けて、取り組みを進める必要があります。そのために、障害に関する理解の普及や交流を促進するとともに、地域に住む様々な人々が地域で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

また、すべての住民が安全・安心で、快適に暮らせるまちづくりを推進するため、外出しやすい環境づくりに向けた生活空間のバリアフリー化や災害・緊急時をはじめとした生活における安心・安全の確保に取り組みます。

基本目標2 日々の暮らしを支える支援体制づくり

障害のある人が自己選択・自己決定に基づき、希望する生き方・暮らしを実現できるよう、必要な支援・サービスの利用につながるきめ細かな相談支援体制の充実に取り組みます。

また、障害の有無に関わらず、すべての人が健やかで活力ある暮らしを実現できるよう、保健・医療・リハビリテーション体制の充実を図ります。

さらに、障害福祉サービスをはじめとする多様な支援・サービスを十分に確保し、相談支援と一体となって地域生活を支える支援体制づくりを進めます。

基本目標3 自立と社会参加の基盤づくり

障害のある人が個性と能力を発揮しながら社会の一員としての役割を果たし、自己実現を図ることで、生きがいを持ち、生活の質を高められるようにする必要があります。

そのため、障害のある子どもや発達に遅れのある子どもが一人の人間として成長し、自立と社会参加を果たせるよう、持てる個性と能力を伸ばし、可能性を引き出す、ライフステージ間での切れ目のない療育・発達支援、教育の充実を図ります。

また、障害のある人の社会的・経済的自立と、多様な働き方のニーズに対応できるよう、雇用機会の確保に努めるとともに就労支援の取り組みを進めます。

3 施策の体系



基本目標	施策	主な取り組み	頁
1 お互いに思いやる、 共生社会のまちづくり	(1) 相互理解の促進	①広報・啓発の推進	26
		②福祉教育の推進	26
		③交流活動の推進	26
	(2) 地域福祉の推進	①ボランティアの育成と活動支援	27
		②関係団体との連携	27
	(3) 権利擁護の推進	①差別の解消	28
		②虐待の防止に向けた体制の整備	28
		③成年後見制度の利用促進	28
	(4) 安心・安全な暮らしの実現	①防災対策の推進	29
		②防犯対策の強化	30
		③バリアフリーの促進	30
		④交通・移動対策の推進	30
2 日々の暮らしを支える 支援体制づくり	(1) 保健・医療体制の充実	①健康づくりの推進	31
		②障害の早期発見・早期対応	32
		③医療体制の充実	32
	(2) 相談支援・情報提供の充実	①包括的な相談支援体制の充実	33
		②情報提供の充実	33
	(3) 生活支援の充実	①福祉サービス等の充実	34
		②経済的支援の充実	35
		③生活環境の整備	35
3 自立と社会参加の 基盤づくり	(1) 切れ目のない障害児 支援の充実	④意思疎通・コミュニケーション支援の充実	35
		①支援体制の充実	36
		②早期療育の充実	37
	(2) 雇用・就労支援の充実	③学校教育の充実	37
		①雇用の場の拡大	38
		②個々に応じた就労支援	38
	(3) スポーツ・文化活動の充実	③総合的な就労支援の推進	39
		①スポーツ・文化芸術活動の振興	39

4 施策の重点課題



本町の現状・課題を受け、本計画期間中に特に取り組むべき重点課題を以下とします。

重点課題

① 障害への理解と差別解消に向けた啓発



- ・障害のある人が尊厳を持ち、地域でその人が望む充実した生活を送るためには、障害に対する理解の促進と虐待の防止・差別の解消に向けた取り組みが大切です。
- ・アンケート調査において、5～10年前に比べて障害のある人に対する差別や偏見は改善されてきたと答えた方は35.1%となっていました。が、「仕事や収入」「公共の場での人の視線」等の場面で、差別・偏見を受けたことがあると答えた方もいます。
- ・平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行され、障害の有無に関わらず共生できる社会を目指すために「差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」が求められています。一方アンケート調査では、「障害者差別解消法」の認知度は低くなっています。
- ・精神障害や知的障害、身体障害の内部障害等は、見た目からは障害がわかりづらいため、障害の特性を正しく理解できるよう啓発することが大切です。

主な取り組み

- | | |
|-----------|----------|
| ◆広報・啓発の推進 | 【26 ページ】 |
| ◆福祉教育の推進 | 【26 ページ】 |
| ◆差別の解消 | 【28 ページ】 |



重点課題

② 障害のある子どもへの切れ目のない支援



- ・障害のある子どもが乳幼児期から学齢期に至るまで一貫してより良い支援を受けるには、関係機関における情報共有や切れ目のない支援が必要です。
- ・アンケート調査において、お子さんのことで相談している（したことがある）相談先では、「県立療育福祉センター」がもっとも多く、次いで「保育所・幼稚園・学校」、「医療機関（病院・診療所等）」となっており、相談機関に期待することでは、「専門的な知識を持ったスタッフがいること」や「必要な機関と迅速に連携してくれること」「身近な場所で相談ができること」が多くなっています。
- ・心身発達の課題等を早期に発見し、支援につなげるために、療育や発達支援に関する相談体制を充実させ、成長段階に応じた継続的な支援体制づくりが求められます。

主な取り組み

- | | |
|----------|----------|
| ◆支援体制の充実 | 【36 ページ】 |
| ◆早期療育の充実 | 【37 ページ】 |
| ◆学校教育の充実 | 【37 ページ】 |

重点課題

③ 障害のある人の継続的な雇用・就労への支援



- ・障害のある人の社会参加を推進するため、就労に関する支援体制の充実が求められます。
- ・アンケート調査において、働くときどのようなことに困ったり不安に思ったりするかについては、「収入が少ない」がもっとも高く、次いで「特に困っていることはない」「良い体調を維持するのが難しい」となっています。
- ・アンケート調査において、障害があっても働きやすくするために必要なことでは、『身体障害者手帳』『自立支援医療受給者証』所持者からは「短時間勤務や勤務日数配慮等、障害に応じた働き方ができること」、『療育手帳』所持者からは「職場で差別や偏見がないこと」、『精神障害者保健福祉手帳』所持者からは「働きながら通院できること」がもっとも高くなっています。
- ・能力と適性に応じて、障害のある人が就労し、仕事を継続できるよう体制整備を進める必要があります。

主な取り組み

- | | |
|--------------|----------|
| ◆雇用の場の拡大 | 【38 ページ】 |
| ◆個々に応じた就労支援 | 【38 ページ】 |
| ◆総合的な就労支援の推進 | 【39 ページ】 |

④ 地域生活支援の強化



- ・障害のある人が住み慣れた地域で自立し、安心した生活を送るためには、障害のある人の視点に立った福祉サービスの提供が必要です。
- ・アンケート調査において、障害福祉サービスを利用しやすくするために、今後希望することでは、「どのようなサービスがあるのかもっと情報がほしい」がもっとも高く、次いで「費用負担を軽くしてほしい」「利用についての申請や手続き方法をわかりやすくしてほしい」となっています。
- ・事業所・関係団体調査では、障害者の高齢化や一緒に生活している家族の高齢化が今後進むなか、障害に対する地域住民の理解や、障害のある人が孤立することのないように早い段階から相談支援を行い、適切なサービスにつなげていくことが必要であるとの意見があります。
- ・障害の有無に関わらず、誰もが生活しやすく、気遣い合い、支え合える、地域共生社会の実現に向けて地域生活の支援の強化が求められます。

主な取り組み

- | | |
|----------------|----------|
| ◆包括的な相談支援体制の充実 | 【33 ページ】 |
| ◆福祉サービス等の充実 | 【34 ページ】 |
| ◆生活環境の整備 | 【35 ページ】 |



第2章 施策の展開

基本目標1 お互いに思いやる、共生社会のまちづくり

(1) 相互理解の促進

施策の方向性

様々な広報媒体やイベント等を活用し、障害や障害のある人への社会参加への理解に向けた啓発や、地域や教育現場での福祉教育、住民との交流の機会の拡充等を通じて、お互いに理解を深め、共生できる地域づくりを目指します。

主な取り組み

①広報・啓発の推進

取り組み	実施内容	担当課
町広報等での意識啓発	・広報づくりのための研修を進め、広報内容の充実を図ります。 ・町広報誌やパンフレットによる情報発信やイベントの開催等様々な機会を通じて、住民に対する意識啓発を行います。	企画課 健康福祉課
町職員に対する研修	・町職員の障害に対する理解に向けた研修を、職員研修担当部局の協力のもとに進めます。	総務課 健康福祉課

②福祉教育の推進

取り組み	実施内容	担当課
保育所・学校・地域等における福祉教育の推進	・各種団体、学校等と協力し、福祉体験学習の実施を推進します。 ・保育、学校教育、地域において福祉教育に携わる関係者の知識や技術向上を推進します。	生涯学習課 学校教育課 健康福祉課

③交流活動の推進

取り組み	実施内容	担当課
各種イベントへの参加促進	・町内外で実施される各種イベントでは、障害の特性に配慮したイベントの情報発信等、障害のある人が参加しやすい環境づくりに努めます。 ・障害のある人を中心とする各種イベントでは、多くの住民が参加するよう努めます。	健康福祉課

(2) 地域福祉の推進

施策の方向性

障害のある人が身近な地域で生活を送ることができるよう、ボランティア活動や障害者団体等の活動を支援し、地域における支え合い・助け合いを促進します。

主な取り組み

① ボランティアの育成と活動支援

取り組み	実施内容	担当課
ボランティア活動への参加促進	・住民が様々なボランティア活動に参加できるように、広報・啓発活動や情報提供を行います。	健康福祉課
ボランティア講座の周知	・関係機関と連携し、県や社会福祉協議会等が実施する各種講座等の周知を積極的に行います。	健康福祉課

② 関係団体との連携

取り組み	実施内容	担当課
障害者団体への支援	・障害者団体の活動を支援するために補助金を支給します。 ・障害者団体等が主催する各種イベント等に協力し、自主的な活動を支援します。 ・障害者施策について障害者団体等と情報を共有し、協働することにより、障害者施策を推進します。	健康福祉課



(3) 権利擁護の推進

施策の方向性

障害のある人が不当な差別や社会的障壁がなくなるように率先して取り組む主体として、合理的配慮の提供や行政サービスの向上に努めるとともに、障害のある人の人権が脅かされることのないよう、虐待の防止や権利擁護の推進を図ります。

主な取り組み

①差別の解消

取り組み	実施内容	担当課
行政サービス等における合理的配慮の提供	・ 障害者差別解消法により、地方公共団体に義務づけられている不当な差別的取扱いの禁止や障害者への合理的配慮の提供、事前的改善措置の実施について、全庁的な取り組みを推進していきます。	健康福祉課

②虐待の防止に向けた体制の整備

取り組み	実施内容	担当課
虐待防止への取り組み	・ 障害者虐待の防止等に関する広報、その他啓発活動を行います。 ・ 相談支援事業所等の関係機関と連携を図り、虐待の防止や対応を行います。	健康福祉課

③成年後見制度の利用促進

取り組み	実施内容	担当課
成年後見制度の周知	・ 障害のある人の人権や財産を守る成年後見制度について、その有効性や手続き方法等を広く周知・啓発します。 ・ 専門職と連携した利用促進、支援の取り組みの強化を図ります。	健康福祉課

(4) 安心・安全な暮らしの実現

施策の方向性

近年、東日本大震災や熊本地震等の地震が発生するなかで、障害のある人の避難生活等、災害時支援について課題がみられます。今後、本町でも南海トラフ大地震等の大規模な地震発生により甚大な被害が想定されるため、災害時の支援体制を整備します。

また、障害のある人が犯罪被害やトラブルに巻き込まれないように、防犯対策の充実を図るとともに、障害の有無に関わらず、誰もが利用しやすい社会環境が整備されるように、バリアフリーの普及や社会参加のための移動支援の充実に努めます。

主な取り組み

①防災対策の推進

取り組み	実施内容	担当課
災害時要配慮者への対策	・地域包括支援センターや消防署、自主防災組織等との連携を強化しながら、災害時に援護が必要な障害のある人等の状況の把握に努めます。 ・地域、関係機関及び関係課が連携し、避難行動要支援者の個別支援計画を作成していきます。	健康福祉課
災害時の情報伝達	・災害時に屋外放送施設やケーブルテレビを活用した障害のある人等への情報伝達体制の整備に努めます。	健康福祉課 危機管理課
施設における防災対策の促進	・社会福祉施設等に対し、防災設備の整備や施設入所者の避難対策を講じるよう指導します。	危機管理課
避難場所における配慮	・災害時に障害のある人が安心して避難所で過ごすことができるよう、関係機関と連携しながら、必要な医療体制や介護体制を整備します。 ・災害時要配慮者のための福祉避難所は、現在、町内に10か所あり、今後も必要に応じて、受け入れ可能な施設を検討します。	健康福祉課 危機管理課

②防犯対策の強化

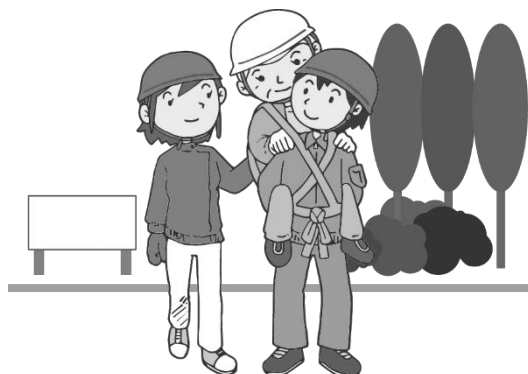
取り組み	実施内容	担当課
防犯意識の普及啓発	・障害のある人やその家族等が防犯についての意識を高めるとともに、防犯知識を身につけられるように、広報等での普及を図ります。 ・悪徳商法の被害に遭わないよう、消費者生活センターや警察と連携し、悪徳商法に関する情報提供を行います。	健康福祉課 にぎわい創出課
地域の防犯体制の整備	・民生委員・児童委員等の協力を得ながら、地域での見守り体制の確立に努めます。	健康福祉課

③バリアフリーの促進

取り組み	実施内容	担当課
公共施設のバリアフリー化	・集会所や学校等の多くの人々が利用する公共施設について、段差の解消や障害者トイレの整備等のバリアフリー化を推進します。	建設課 健康福祉課 学校教育課
バリアフリー化に関する啓発	・障害のある人が外出しにくい環境をつくらないように、住民に対する啓発を行う等、バリアフリー化を推進します。	健康福祉課

④交通・移動対策の推進

取り組み	実施内容	担当課
移動手段の充実	・福祉バス・タクシー事業や移動支援事業を通じて、移動が困難な障害のある人に対して社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等、社会参加のための外出を支援します。	健康福祉課





(1) 保健・医療体制の充実

施策の方向性

障害のある人が地域で生活していくためには、保健・医療機関との関わりは不可欠です。各関係機関との連携により、障害の早期発見・早期対応をはじめ、地域における医療体制やリハビリテーション体制、精神保健福祉の推進を図り、安心して暮らせる支援体制を目指します。

主な取り組み

①健康づくりの推進

取り組み	実施内容	担当課
健康教育・健康相談の実施	- 健康に関する正しい知識の習得と生活習慣病の予防に向けた教室を開催します。 - 家庭を訪問し、病状や治療、生活状況等を確認するとともに、必要に応じて医療機関や福祉サービス等につなげます。	健康福祉課
精神保健福祉の充実	- 精神科受診のきっかけづくりや家族等への助言を行います。 - 精神科医療と地域との連携や地域精神保健のあり方等、精神障害のある人たちが地域で安心して生活が送れるよう、途切れることのない支援体制の構築を目指します。 - 心の健康についての啓発を継続するとともに、相談支援体制の強化を図ります。	健康福祉課

②障害の早期発見・早期対応

取り組み	実施内容	担当課
母子保健事業の推進	・乳幼児健康診査や新生児・乳幼児訪問等の母子保健事業の充実に努め、障害の早期発見・早期対応に努めます。 ・指導が必要な幼児や経過観察が必要な幼児に対して、専門職員による指導を実施します。	健康福祉課
特定健診・各種がん検診の充実	・生活習慣病やその他各疾患の早期発見に努め、健康状態の把握をすることで自らの健康管理を促進します。特に受診率の低い40・50歳代の受診を勧めます。	健康福祉課

③医療体制の充実

取り組み	実施内容	担当課
医療費の負担軽減	・医療やリハビリテーションを必要とする障害のある人の健康管理や、患者及び家族の経済的負担を軽減するため、自立支援医療や重度心身障害児（者）医療費の助成等を行います。 ・町外の医療機関で月8回以上通院し透析療法を受けている人に対して、通院に要する費用の一部を助成します。	健康福祉課
医療体制の整備	・近隣市町村や医療機関等と連携し、保健・福祉を含めた包括的な地域医療体制の充実に努めます。 ・医療の必要な重度障害の子どもに対して、訪問系医療サービスも含め、必要な医療につなげるよう支援します。	健康福祉課



(2) 相談支援・情報提供の充実

施策の方向性

誰もが安心して身近な地域で暮らすことができるよう、相談窓口の強化や包括的な相談支援体制の充実を図ります。

また、障害のある人が確実に情報を得ることができるよう、情報提供の充実や情報のバリアフリーについても引き続き実施します。

主な取り組み

①包括的な相談支援体制の充実

取り組み	実施内容	担当課
切れ目のない相談支援体制の整備	・障害のある人が生涯にわたって切れ目なく相談支援を受けられるように、関係課間の情報共有を図ります。 ・町内の相談支援事業所や自立支援協議会、民生委員・児童委員等と連携し、ライフステージにおける課題の共有や相談支援のネットワークの構築に努めます。	健康福祉課 学校教育課
相談窓口の機能強化	・相談業務に従事する職員の資質向上を図るとともに、相談窓口の周知を進めます。 ・身近な相談窓口となる民生委員・児童委員や障害者相談員との連携強化等により、多様な相談活動の推進を図ります。	健康福祉課

②情報提供の充実

取り組み	実施内容	担当課
情報提供の充実	・障害福祉に関する各種制度・サービスについて、常に最新の情報が得られるよう、ホームページや広報等を通じて随時情報の更新を行います。	健康福祉課
情報バリアフリーの促進	・広報紙やホームページについて、文字の大きさや色彩等に配慮し、障害のある人にとって見やすく、わかりやすい情報の提供に努めます。 ・障害のある人の特性やニーズに対応した情報提供の方法等を把握し、必要に応じて導入していきます。	健康福祉課

(3) 生活支援の充実

施策の方向性

障害のある人等が地域で安心して暮らしていくため、障害者総合支援法等に基づく障害福祉サービスをはじめとした生活支援サービスを提供しています。

今後も、効果的かつ適切なサービス提供が行えるよう、サービスの提供体制の確保や生活安定のための経済的支援、住まいの場の確保等を行い、障害のある人の地域生活、在宅生活への支援の充実に努めます。

主な取り組み

①福祉サービス等の充実

取り組み	実施内容	担当課
障害福祉サービス・地域生活支援事業の充実	・障害のある人の居宅での生活を支える訪問系サービスや、障害のある人の日中においての自立した生活を支援する日中活動系サービス、生活の場となる居住系サービス、地域生活支援事業等の充実に努めるとともに、支給決定に基づき適切なサービス提供に努めます。	健康福祉課
地域生活支援拠点等の整備	・障害のある人の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う地域生活支援拠点の整備に向けて、近隣の市町と協議しながら、共同による拠点整備を目指します。	健康福祉課
あったかふれあいセンター事業の実施	・拠点施設として、障害のある人の日中の居場所や就労支援、相談支援を推進していきます。 ・住民の身近な地区でのサテライト事業を展開していきます。	健康福祉課
食の支援対策	・調理が困難な一人暮らし等の障害のある人に対し、配食サービスも含め、食の支援対策のあり方の検討を進めていきます。	健康福祉課

②経済的支援の充実

取り組み	実施内容	担当課
経済的支援の充実	・障害のある人の経済的負担を軽減し、地域で安定した生活が送れるよう、国・県の各種手当について、制度の紹介及び利用促進を図ります。	健康福祉課
公共料金等の減免及び税の控除・減免	・公共交通機関等の各種割引制度や税・利用料等の減免制度等について、様々な機会や媒体を通して周知し、利用促進を図ります。	健康福祉課

③生活環境の整備

取り組み	実施内容	担当課
入居・入所支援の推進	・近隣市町村と連携し、グループホームや施設等への入所支援に努めます。 ・増加するニーズへの対応を図るため、国や県の実施する基盤整備事業等を事業者へ周知し、グループホーム等の整備を促進します。	健康福祉課
公営住宅の整備・改修	・障害のある人や高齢者が居住する町営住宅の建替え、改善事業等の実施により、バリアフリーに対応した住宅の供給に努めます。	建設課
暮らしやすい住宅づくりの促進	・介護の必要な重度の身体障害児・者が、住宅において安全かつ健やかな生活を送るために必要な既存住宅の改造費用を助成します。	健康福祉課

④意思疎通・コミュニケーション支援の充実

取り組み	実施内容	担当課
意思疎通支援事業の推進	・聴覚障害のある人を対象に、手話通訳者や要約筆記者を派遣するとともに、人材の養成を図るための体制整備を図ります。	健康福祉課
手話奉仕員・要約筆記奉仕員の養成	・手話奉仕員・要約筆記奉仕員の人材養成に努めるとともに、奉仕員の活動の場を確保します。	健康福祉課





(1) 切れ目のない障害児支援の充実

施策の方向性

障害の有無に関わらず、子どもたちがのびのびと成長するには、それぞれの個性を尊重した環境を整備することが大切です。障害のある子どもが、専門的な療育や一人ひとりの障害に応じた保育を受けられるように、早期療育や療育相談体制の充実や特別支援教育の充実を図り、切れ目のない障害児支援の充実と保護者の支援に努めます。

主な取り組み

①支援体制の充実

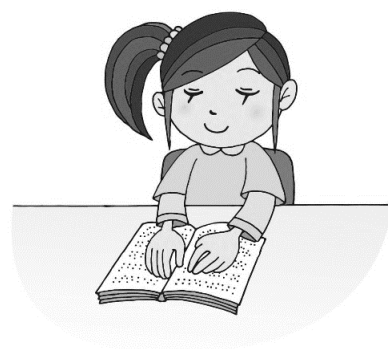
取り組み	実施内容	担当課
児童発達支援の充実	・障害のある子どもや発達に遅れのある子どもに対し、基本的な生活習慣及び集団生活への適応性を養うとともに、相談支援等を行う児童発達支援センターについては、近隣の市町と共同による設置を目指します。 ・障害のある子どもの保護者に対して、子どもの成長・発達とともに必要な支援を充実していきます。	健康福祉課
関係機関の連携	・成長段階に応じた切れ目のない支援が行われるよう、一貫した支援を行うため高知県が作成した「つながるノート」の活用や、保健・医療・福祉・教育等の各分野の連携と支援情報の共有を行います。	健康福祉課
医療的ケアの充実	・医療的ケアを必要とする障害児が必要な支援を受けられ、家族の負担が軽減されるよう、医療的ケアに対応したサービスの確保と関係機関の連携体制の確立を図ります。	健康福祉課

②早期療育の充実

取り組み	実施内容	担当課
障害児保育の充実	・障害のある子どもを支援するため、保育所における受け入れ体制を充実していきます。また、職員研修の実施により、指導力の向上に努めます。 ・保育所等訪問支援を利用できる体制の構築に向けて検討します。	生涯学習課 健康福祉課

③学校教育の充実

取り組み	実施内容	担当課
特別支援教育の推進	・特別支援教育を推進するため、特別支援教育コーディネーターの配置や全教職員が障害を理解するための研修を定期的に行います。	学校教育課
教育相談・就学指導の充実	・就学指導委員会の開催や就学相談を通じ、障害のある児童生徒の就学を支援します。	学校教育課
障害のある人への理解を深めるための授業の実施	・児童生徒の障害に対する理解を促進するため、授業等において人権教育を進めます。また、専門の指導者等による教育福祉人材交流研修を年1回実施します。	学校教育課



(2) 雇用・就労支援の充実

施策の方向性

障害のある人の一般就労に向けて、事業者への啓発を充実させるとともに、関係機関との連携強化や情報提供等を通じて、障害のある人への就労サポートや就労定着を図ります。

また、一般就労だけでなく、多様な就労の場の確保に努め、その人に応じた自立支援を図ります。

主な取り組み

①雇用の場の拡大

取り組み	実施内容	担当課
住民や事業所への啓発	・障害のある人の雇用義務制度や、企業の社会的責任等の啓発を行います。 ・パンフレット等の活用により、各種助成制度等の情報提供を行います。	健康福祉課
町職員への雇用の促進	・町職員の雇用にあたっては法定雇用率を基準とし、その能力と適性をもとに積極的な雇用に努めます。	総務課

②個々に応じた就労支援

取り組み	実施内容	担当課
就労移行支援	・福祉施設から一般就労等への移行に向けて、基礎的な訓練の実施、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後における職場定着等、障害のある人の就労移行支援事業を行う事業所と連携し、相談や手続きの支援を行います。	健康福祉課
就労継続支援	・一般就労が困難な障害のある人等を対象に、通所により働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行う就労継続支援事業所と連携し、相談や手続きの支援を行います。	健康福祉課
各種制度の利用促進	・ジョブコーチ支援やトライアル雇用をはじめ、職業能力開発・訓練に係る各種制度や事業主に対する各種助成についての周知に努め、利用促進を図ります。	健康福祉課 にぎわい創出課

③総合的な就労支援の推進

取り組み	実施内容	担当課
工賃水準の向上	・障害者優先調達推進法に基づき、障害福祉サービス事業所等からの物品、役務の調達を推進します。	健康福祉課 総務課
ハローワーク等との連携強化	・障害者雇用に関する情報共有や事業者に対する理解促進に向け、定期的に情報交換をする等ハローワーク等とのさらなる連携強化を図ります。	健康福祉課
町内事業所の連携・協働	・事業所製品の利用促進について連携・協働していきます。	健康福祉課

(3) スポーツ・文化活動の充実

施策の方向性

障害のある人が、スポーツや文化活動等を通じて社会参加をし、健康づくりや生きがいづくり、自己実現を図ることができるよう、身近な地域で気軽に参加できる活動の提供、活動の場づくりに努めます。

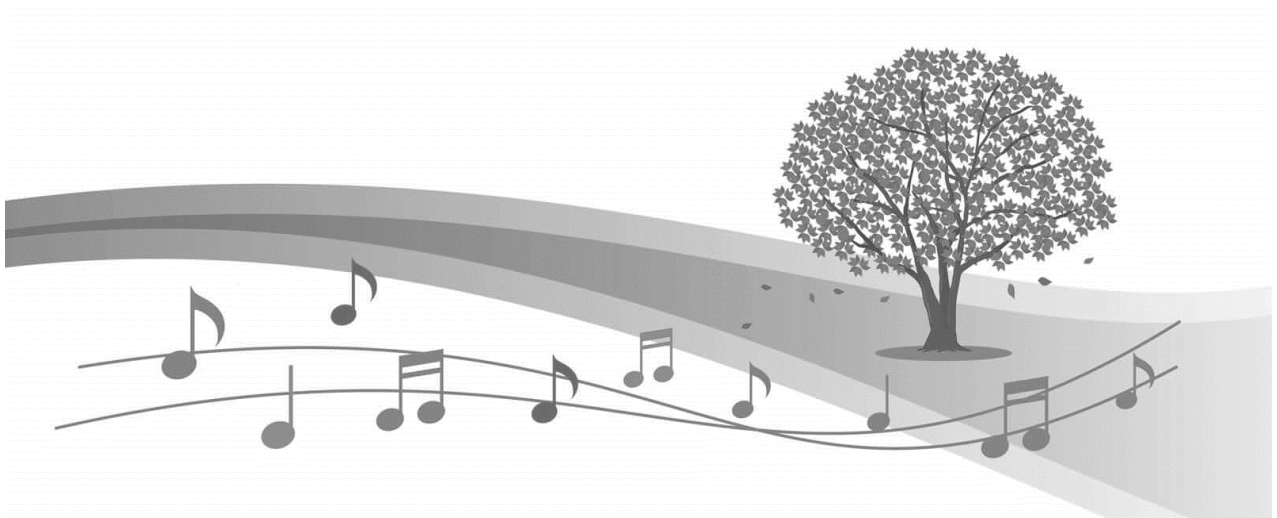
主な取り組み

①スポーツ・文化芸術活動の振興

取り組み	実施内容	担当課
障害者の学習機会の拡充	・障害のある人やその家族等のニーズの把握に努めながら、参加しやすい各種講座の開催に努めます。	健康福祉課
利用支援の充実	・障害のある人が気軽に文化・芸術に触れる機会を持つことができるよう、文化施設・体育施設の利用料等について割引適用の拡充を図ります。	生涯学習課
スポーツ大会・イベント等への参加促進	・県が主催するスポーツ大会をはじめ、各種大会・イベント等について周知するとともに、気軽に参加しやすくなるように送迎等の支援をします。	健康福祉課

第 6 期障害福祉計画・

第 2 期障害児福祉計画



第1章 障害福祉の充実のための成果目標・活動指標

第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画（平成30年度～令和2年度）についての進捗状況、またそれを踏まえ具体的な指針を示した成果目標、活動指標は下記の通りです。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

■第5期計画の実績

本町では国・県が示す指針に準拠して成果目標を設定し、障害のある人の状況と意向、地域の受け入れ体制等の状況を踏まえたうえで、サービス事業所や各種支援機関等と連携しながら、地域移行に向けて取り組みを進めてきました。

入所者削減数については現実的に削減が困難であるため、本町では入所者数の増加を抑制する目標としました。その結果、目標値5人増加に対して実績は5人増加となりました。

施設入所から地域生活への移行者数については、目標値1人に対して平成30年度に1人の移行実績があり目標達成となりました。

項 目	数 値	備 考
平成28年度末時点の施設入所者数（A）	55人	
令和2年度末時点の施設入所者数（B）	60人	
入所者削減数（A）－（B）	【第5期目標値】 5人増 【第5期実績値】 5人増	（A）－（B） 入所者数削減が現実的に困難なため、増加を抑制する目標とした
令和2年度末までの地域生活移行者数	【第5期目標値】 1人 【第5期実績値】 1人	令和2年度末までの地域生活移行者数（見込み） ＜参考＞ 平成30年度 1人 令和元年度 0人 令和2年度（見込み）0人

■第6期計画の考え方

国の指針	《成果目標》 ○令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。 ○令和5年度末時点の施設入所者数を、令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。 《活動指標》 ○障害福祉サービス（訪問系、日中活動系、居住系、相談支援）の利用者数、利用時間数、利用日数
四万十町の方針	○国の指針に基づく成果目標を本町に当てはめた場合、地域生活移行者数が4人、施設入所者数の削減数が1人となります。 しかし、本町では地域での生活が困難で施設入所を必要とされる重度の障害者がいることや障害者の高齢化、受け皿となる社会資源の不足等、地域移行に向けた支援体制が十分でないため、施設入所者数を削減することは極めて困難な状況です。 施設入所者を削減するために必要な方策を今後も検討していきますが、個々の状況を踏まえての成果目標とします。 ○活動指標（障害福祉サービス）については「第2章 1 障害福祉サービスの見込み量」に記載します。

■第6期計画の成果目標

基準値	数値
令和元年度末時点の施設入所者数（A）	58人
令和5年度末時点の施設入所者数（B）	63人

目 標	数 値	考 え 方
地域生活移行者数 （令和5年度末まで）	1人	令和5年度末までの地域移行者数（C）
	1.7%	$(C) / (A)$
施設入所者の削減数 （令和5年度末まで）	5人増	令和5年度末までの削減見込み数（D） $(A) - (B)$
	8.6%増	$(D) / (A)$

■第6期計画の活動指標

「第2章 1 障害福祉サービスの見込み量」参照。

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

■第5期計画の実績

保健・医療・福祉関係者による協議の場については、平成30年度より既存の四万十町精神保健ネットワーク会を活用することとしました。

項 目	数 値	備 考
令和2年度末までに 保健・医療・福祉関係者による 協議の場の設置	【第5期目標値】 1 場所 【第5期実績値】 1 場所	四万十町精神保健ネットワーク会 (年2回程度開催)を活用

※四万十町精神保健ネットワーク会とは、精神科医療と地域の連携、地域精神保健のあり方等を模索し、精神疾患等のある人たちが地域で安心して生活ができるよう、途切れることのない支援体制の構築を目指して開催しています。

〈参加機関〉高知県精神保健福祉センター・高知県須崎福祉保健所・障害者相談支援事業所・訪問看護事業所・精神科医療機関・健康福祉課 等

■第6期計画の考え方

国の指針	《成果目標》(都道府県のみ) ○精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数の設定。 ○令和5年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)の設定。 ○令和5年度末までの精神病床における早期退院率(入院後3か月時点の退院率、入院後6か月時点の退院率、入院後1年時点の退院率)の設定。 《活動指標》 (市町村) ○令和5年度末までに保健・医療・福祉関係者による協議の場(各圏域/各市町村)の設置。 ○保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数。 ○保健、医療(精神科、精神科以外の医療機関別)、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数。 ○保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数。(都道府県・市町村) ○精神障害者の地域移行支援の利用者数。 ○精神障害者の地域定着支援の利用者数。 ○精神障害者の共同生活援助の利用者数。 ○精神障害者の自立生活援助の利用者数。(都道府県) ○精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数。

四万十町の 方針	○四万十町精神保健ネットワーク会を活用し、圏域内外の各種支援機関や専門職で、地域の精神保健の課題に対する協議検討を図ります。
-------------	--

■第6期計画の活動指標

サービス名	単位	実績			計画		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	か所	1	1	1	1	1	1
協議の場の協議回数	回	2	1	1	2	2	2
協議の場への関係者の参加者数	人	24	29	17	各回 15 人程度以上		
協議の場の目標設定	—	地域課題の共有			地域課題の共有を持ってシステム構築に臨む		
協議の場の評価の実施回数	回	2	1	1	1	1	1
精神障害者の地域移行支援	人/年	0	0	0	1	1	1
精神障害者の地域定着支援	人/年	0	0	0	1	1	1
精神障害者の共同生活援助	人/年	1	0	0	1	1	1
精神障害者の自立生活援助	人/年	0	0	0	0	0	0

人/年は利用者数

3 地域生活支援拠点等における機能の充実

■第5期計画の実績

障害者の地域生活を支援するため、地域生活支援拠点の整備について、国の指針として、令和2年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも1つを整備することとされています。

本町でも圏域での設置に向けて協議をしており、令和2年度末での整備には至っていませんが、高幡圏域障害福祉担当者会にて、圏域内及び土佐市の障害者支援施設へ緊急時受け入れの体制確保についてヒアリングを実施しました。その結果をもとに、圏域での共通の受け入れ依頼用の書式を作成し、令和2年度から運用を開始しています。

項 目	数 値	備 考
令和2年度末までの 地域生活支援拠点等の整備	【第5期目標値】 1か所 【第5期実績値】 0か所	

※地域生活支援拠点とは、障害者の重度化や高齢化、親亡き後等を見据え、「相談・緊急時の受け入れ、対応・体験の機会、場・専門的人材の確保、養成・地域の体制づくり」という5つの機能を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することを目的としているものです。

■第6期計画の考え方

国の指針	《成果目標・活動指標》 ○令和5年度末までの間、各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本とする。
四万十町の 方針	○高幡圏域において、緊急時の短期入所とその後の生活拠点及び資源の確保についての協議を進めます。 ○自立支援協議会において年1回、運用状況及び改善点についての検証・検討機会を設けます。

■第6期計画の成果目標・活動指標

サービス名	単位	実績			計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活支援拠点等の設置	か所	0	0	0	1	1	1
機能充実に向けた検証及び検討の実施	回/年	0	0	0	1	1	1

回/年は実施回数

4 福祉施設から一般就労への移行等

■第5期計画の実績

一般就労への移行にあたっては、相談支援やサービス提供事業所等とともに、一般就労への不安解消に努めるとともに、ハローワーク、県及び関係機関と連携を図りながら、一般就労や雇用支援策の理解促進に取り組んできました。

①福祉施設から一般就労への移行者数

福祉施設利用者の一般就労への移行者数については、目標値2人に対して1人となっており目標達成には至っていません。

項 目	数 値	備 考
平成 28 年度の一般就労移行者数	4人	平成 28 年度に福祉施設を退所し、一般就労した人数
令和 2 年度の一般就労移行者数	【第5期目標値】 2人 【第5期実績値】 1人	令和 2 年度に福祉施設を退所し、一般就労した人数（見込み） <参考> 平成 30 年度 0人 令和元年度 5人

※福祉施設とは、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労継続支援、就労移行支援を行う事業）を指します。

②就労移行支援事業の利用者数

就労移行支援事業の利用者数については、目標値3人に対して1人となっており目標達成には至っていません。

項 目	数 値	備 考
平成 28 年度の就労移行支援事業の利用者数	5人	平成 28 年度に就労移行支援事業を利用した人数
令和 2 年度の就労移行支援事業の利用者数	【第5期目標値】 3人 【第5期実績値】 1人	令和 2 年度に就労移行支援事業を利用した人数（見込み） <参考> 平成 30 年度 4人 令和元年度 5人

③就労移行支援事業所ごとの就労移行率

令和2年度現在、町内に就労移行支援事業所はありません。

項 目	数 値	備 考
平成28年度の 就労移行支援事業所数	0か所	町内事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業数
令和2年度の就労移行支援事業所数	【第5期目標値】 1か所 【第5期実績値】 0か所	町内事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業数（見込み）

④就労定着支援

支援開始1年後の職場定着率については、令和元年度中に支援開始1年を迎えた方（1名）は、継続して就労されています。また、令和2年度中に支援開始1年を迎える方が1名おり、継続支援しています。

項 目	数 値	備 考
令和元年度の職場定着率	【第5期目標値】 80% 【第5期実績値】 100%	支援開始1年後の職場定着率
令和2年度の職場定着率	【第5期目標値】 80% 【第5期実績値】 100%	支援開始1年後の職場定着率 （見込み）

■第6期計画の考え方

国の指針	《成果目標》 ○福祉施設から一般就労への移行の推進のため、令和5年度中に就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援）を通じて一般就労への移行する人数を、令和元年度実績の1.27倍以上を達成することを基本とする。 ○このうち、令和5年度中に次の事業の利用を経て一般就労への移行する人数の目標をそれぞれ設定する。 ・就労移行支援事業 令和元年度実績の1.3倍以上の達成を基本とする ・就労継続支援A型 令和元年度実績の概ね1.26倍以上を目指す ・就労継続支援B型 令和元年度実績の概ね1.23倍以上を目指す ○就労定着支援事業の利用者数については、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。 ○就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。
------	---

国の指針	《活動指標》 （都道府県・市町村） ○就労移行支援の利用者数、利用日数。 ○就労移行支援事業等（就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型）から一般就労への移行者数。 ○就労定着支援の利用者数。 （都道府県） ○福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数。 ○福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数。 ○福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数。 ○障害者に対する職業訓練の受講者数。
四万十町の方針	○町内では零細な事業所が多いため、障害のある人の一般就労を受け入れる事業所が少なく、国の指針に基づく目標達成は困難ではありますが、個々の状況を踏まえながら、柔軟に対応します。 ○活動指標については成果指標に準ずる項目及び「第2章 1 障害福祉サービスの見込み量」に記載します。

■第6期計画の成果目標

①-1 福祉施設から一般就労への移行者数

項 目	区 分	数 値	考え方
福祉施設を退所して一般就労した人数	【基準値】 （令和元年度）	5人	令和元年度に、一般就労した人数
	【目 標】 （令和5年度）	3人 （0.6倍）	令和5年度に、一般就労した人数

※福祉施設とは、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労継続支援、就労移行支援）を指します。

※一般就労した人（一般就労移行者）とは、福祉施設を退所し、企業等に就職した人や在宅で就労した人（パート、家業への従事含む＝農林漁業含む）及び自ら起業した人を指します（就労継続支援A型を利用する場合を除きます）。

①-2 就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数

項 目	区 分	数 値	考え方
就労移行支援事業を通じて一般就労した人数	【基準値】 （令和元年度）	1人	令和元年度に、就労移行支援事業を利用して一般就労した人の数
	【目 標】 （令和5年度）	1人 （1.0倍）	令和5年度に、就労移行支援事業を利用して一般就労した人の数

①- 3 就労継続支援 A 型を通じた一般就労への移行者数

項 目	区 分	数 値	考え方
就労継続支援 A 型 を通じて一般就労 した人数	【基準値】 (令和元年度)	1 人	令和元年度に、就労継続支援 A 型を利用して一般就労し た人の数
	【目 標】 (令和5年度)	1 人 (1.0 倍)	令和5年度に、就労継続支援 A 型を利用して一般就労し た人の数

①- 4 就労継続支援 B 型を通じた一般就労への移行者数

項 目	区 分	数 値	考え方
就労継続支援 B 型 を通じて一般就労 した人数	【基準値】 (令和元年度)	3 人	令和元年度に、就労継続支援 B 型を利用して一般就労し た人の数
	【目 標】 (令和5年度)	1 人 (0.33 倍)	令和5年度に、就労継続支援 B 型を利用して一般就労し た人の数

② 就労移行支援事業等を通じて一般就労した人の就労定着支援事業利用率

項 目	区 分	数 値	考え方
就労移行支援事業 等を通じて一般就 労した人の就労定 着支援事業利用率	【基準値】 (令和元年度)	100%	令和元年度に、就労移行支援 事業等を通じて一般就労し た人の就労定着支援事業利 用率
	【目 標】 (令和5年度)	100%	令和5年度に、就労移行支援 事業等を通じて一般就労し た人の就労定着支援事業利 用率

③ 就労移行支援事業所の就労定着率

項 目	区 分	数 値	考え方
就労定着支援事業 所のうち、就労定 着率が8割以上の 事業所	【基準値】 (令和元年度)	事業所なし	令和元年度の就労定着率が 8割以上の事業所数
	【目 標】 (令和5年度)	1 か所	令和5年度の就労定着率が 8割以上の事業所数

■第6期計画の活動指標

○就労移行支援の利用者数、利用日数	「第2章 1 障害福祉サービスの見込み量」を参照。
○就労定着支援の利用者数	
○就労移行支援事業等（就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型）から一般就労への移行者数	成果指標①-2（就労移行支援）、①-3（就労継続支援A型）、①-4（就労継続支援B型）に準ずる。

5 障害児支援の提供体制の整備等

■第5期計画の実績

障害児の支援について、児童発達支援センターは高幡圏域で設置に向けての協議を重ねているところです。児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業、保育所等訪問支援事業は、ニーズに応じて町外事業所を活用しています。

項 目	数 値	備 考
児童発達支援センターの設置数	0か所	高幡圏域で協議を継続中
保育所等訪問支援事業所数	0か所	町外の事業所を活用
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所数	0か所	町外の事業所を活用
医療的ケア児支援について連携を図るための協議の場の設置	1か所	障害者自立支援協議会 子ども部会を活用

■第6期計画の考え方

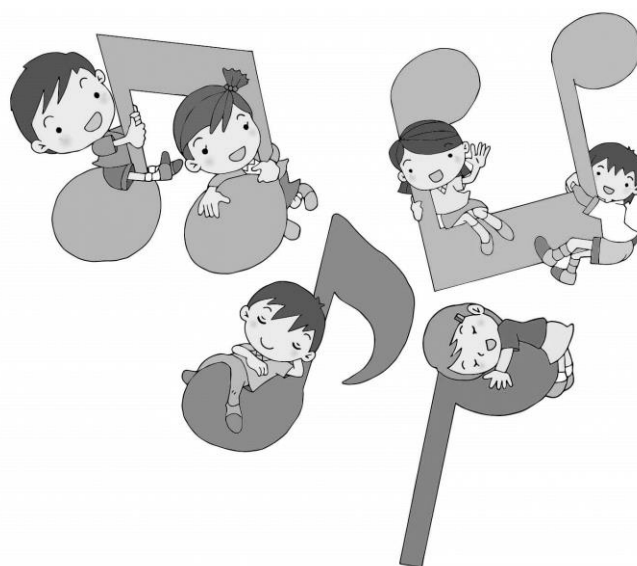
国の指針	《成果目標》 ○令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。 ○令和5年度末までに、各都道府県において、難聴児支援のための中核機能を果たす体制を確保することを基本とする。（都道府県が設定） ○令和5年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。 ○令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。 ○令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本とする。 《活動指標》 （都道府県・市町村） ○児童発達支援の利用児童数、利用日数。 ○医療型児童発達支援の利用児童数、利用日数。 ○放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数。 ○保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数。 ○訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数。 ○障害児相談支援の利用児童数。 ○医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数。 （都道府県） ○福祉型障害児入所施設の利用児童数 ○医療型障害児入所施設の利用児童数。
四万十町の方針	○児童発達支援センターは、令和5年度末までに共同設置に向け、引き続き高幡圏域で協議を進めます。 ○保育所等訪問支援事業所は、町内にないため、町外事業所を必要に応じて活用するとともに、児童発達支援センター設置協議のなかで拡充を図ります。 ○重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保は現段階で単独設置は難しく、高幡圏域で協議を進めます。 ○医療的ケア児支援のための連携協議の場については、引き続き、四万十町障害者自立支援協議会の子ども部会を活用します。医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本とします。 ○活動指標については「第2章 3 障害児通所支援等に関するサービスの見込み量」に記載します。

■第6期計画の成果目標

目 標	数 値	考え方
児童発達支援センターの設置数	1 か所	令和5年度末までの児童発達支援センターの設置数
保育所等訪問支援事業所数	1 か所	令和5年度末までの保育所等訪問支援事業所数
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所数	1 か所	令和5年度末までの重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所数
医療的ケア児支援について連携を図るための協議の場の設置	1 か所	令和5年度末までに協議の場の設置
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

■第6期計画の活動指標

「第2章 3 障害児通所支援等に関するサービスの見込み量」参照。



6 相談支援体制の充実・強化等

(注)第6期計画からの新規目標

■第6期計画の考え方

国の指針	《成果目標》 ○令和5年度末までに、市町村または圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの実施体制を確保する。 《活動指標》 ○障害の種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の有無。 ○地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数。 ○地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数。 ○地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数。
四万十町の方針	○町内2か所の相談支援事業所を基本とした障害支援を継続し、各種相談支援専門員研修の受講や自立支援協議会での部会研修の開催、圏域連絡会への参加や町の保健福祉部門との連携等を通じて相談支援体制の充実を図ります。 ○県主催の主任相談支援専門員の養成をはじめ、困難ケースの共有や協同支援、スーパーバイザーの提供等を通じ相談支援の強化に努めます。

■第6期計画の成果目標

目 標	数 値	考 え 方
相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの実施体制を確保	確保	令和5年度末までに実施

■第6期計画の活動指標

指標名	単位	実績			計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援の実施	実施の有無	有	有	有	有	有	有
専門的な指導、助言件数	件/年	6	6	6	6	6	6
人材育成の支援件数	件/年	10	10	10	10	10	10
連携強化の取り組みの実施回数	回/年	6	6	6	6	6	6

件/年は実施件数、回/年は実施回数

7 障害福祉サービス等の質の向上を図る体制の構築

(注)第6期計画からの新規目標

■第6期計画の考え方

国の指針	《成果目標》 ○令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みを実施する体制を構築する。 《活動指標》 (市町村) ○令和5年度末までに都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修や市町村職員対象の研修における本町からの参加人数。 ○令和5年度末までに、障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析し、その結果を事業所や関係自治体等と共有する体制の有無。 ○令和5年度末までに、障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析し、その結果を事業所や関係自治体等と共有する体制に基づく実施回数。 (都道府県、政令市、中核市) ○都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数。
四万十町の方針	○県や専門機関が実施する障害福祉サービス等に係る研修へ適宜参加し資質の向上に努めます。 ○障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果については、必要に応じて事業所や関係自治体と連絡を取り合い、共有を行っているため、引き続きこの体制を継続していきます。

■第6期計画の成果目標

目 標	数 値	考 え 方
サービスの質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築	構築	令和5年度末までに実施

■第6期計画の活動指標

サービス名	単位	実績			計画		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
障害福祉サービス等に係る研修への参加人数	人/年	-	-	11	29	24	24
審査結果を共有する体制	体制の有無	有	有	有	有	有	有
審査結果を共有する体制に基づく実施回数	回/年	12	12	12	12	12	12

人/年は参加人数、回/年は実施回数



第2章 障害福祉サービス等の見込み

1 障害福祉サービスの見込み量

(1) 訪問系サービス

■ サービスの内容

サービス名	内容
居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事等の介助をします。
重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事等の介助や外出時の移動の補助をします。
同行援護	視覚障害により移動が著しく困難な人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）や外出支援等を行います。
行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助等をします。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が非常に高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

■ サービス量の見込み

サービス名	単位	実績			計画		
		平成30年度 (平成31年3月)	令和元年度 (令和2年3月)	令和2年度 (令和2年7月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問系サービス	人/月	13	15	15	16	17	17
	時間/月	202	212	224	240	247	246

人/月は利用者数、時間/月は利用時間数

■ 見込み量の確保の方策

四万十町では重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援については利用できる事業所がないことやニーズもないことから、居宅介護のみの実績となっています。

平成30年度から13～15人程度の利用があり、今後も居宅生活を支えるニーズの高まりから、利用者の微増を見込みます。

訪問系サービスは、日常生活を営むうえで支障がある障害のある人の居宅生活を支えるために、大変重要なサービスです。そのため、入所施設や精神科病院からの地域移行を見据えて、受け皿となる事業所の拡大を図るため、多様な事業所の参入を働きかけるとともに、サービスに関する情報提供に努め、利用者本位のサービス提供を推進できるよう、サービス量の確保に努めます。

(2) 日中活動系サービス

■ サービスの内容

サービス名	内容
生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護等をします。
自立訓練 (機能訓練)	身体に障害があり、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間、身体機能の向上のために必要な訓練をします。
自立訓練 (生活訓練)	知的または精神に障害があり、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間、生活能力の向上のために必要な訓練をします。
就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間、生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。
就労継続支援A型	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約に基づく就労の機会の提供や生産活動、その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。
就労継続支援B型	一般企業等での就労が困難な人に、就労の機会の提供や生産活動、その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害のある人に、相談を通じて就業に伴う生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や、それに伴う課題解決に向けて必要となる支援をします。
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用していた人で一人暮らしを希望する人等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。
療養介護	医療の必要な障害者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。
短期入所	家で介護を行う人が病気等の場合、短期間、施設へ入所できます。

■ サービス量の見込み

サービス名	単位	実績			計画		
		平成30年度 (平成31年3月)	令和元年度 (令和2年3月)	令和2年度 (令和2年7月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人/月	68	73	72	74	75	78
	人日/月	1,247	1,474	1,411	1,507	1,482	1,532
自立訓練 (機能訓練)	人/月	0	1	1	1	0	1
	人日/月	0	23	23	23	0	23
自立訓練 (生活訓練)	人/月	0	0	1	1	0	1
	人日/月	0	0	23	23	0	23

サービス名	単位	実績			計画		
		平成 30 年度 (平成 31 年 3 月)	令和元年度 (令和 2 年 3 月)	令和 2 年度 (令和 2 年 7 月)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
就労移行支援	人/月	2	1	1	0	1	1
	人日/月	41	22	23	0	23	23
就労継続支援 A 型	人/月	8	6	6	6	6	7
	人日/月	176	138	126	130	130	151
就労継続支援 B 型	人/月	90	88	93	98	101	104
	人日/月	1,518	1,535	1,612	1,701	1,725	1,783
就労定着支援	人/月	1	2	2	2	2	1
	人日/月	1	2	2	3	3	2
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0
療養介護	人/月	6	6	6	6	6	6
短期入所	人/月	9	7	9	7	8	9
	人日/月	91	68	62	44	48	53

人/月は利用者数、人日/月は利用日数

■見込み量の確保の方策

生活介護は、毎年度 70 人前後が利用しています。今後は居宅生活を支えるニーズの高まりを踏まえ、利用者の微増を見込みます。

就労継続支援 A 型は、毎年度 6～8 人が利用しています。今後も現状程度の利用を見込みます。

就労継続支援 B 型は、令和 2 年度の利用者が 93 人に増加しました。今後も就労ニーズの高まりや特別支援学校卒業生の新規利用等を踏まえ、利用者の増加を見込みます。

平成 30 年度から事業がはじまった就労定着支援は、毎年度 1～2 人が利用しています。今後も現状程度の利用を見込みます。

平成 30 年度から事業がはじまった自立生活援助は、これまで利用がありません。県内でみても利用可能な事業所がほぼないことや、ニーズがないことから今後も利用見込みは想定していません。

短期入所は、毎年度 7～9 人が利用しています。今後も現状程度の利用を見込みます。

サービスの確保方策については、各サービスの利用見込みに適切に対応できるよう、サービス提供事業所の適正な配置や受け入れ枠の拡充に向け、近隣市町及び事業者との調整に努めながら、サービス提供体制を確立させていきます。

(3) 居住系サービス

■ サービスの内容

サービス名	内容
共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営む人に、住居の相談や日常生活上の援助をします。
施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護等をします。

■ サービス量の見込み

サービス名	単位	実績			計画		
		平成 30 年度 (平成 31 年 3 月)	令和元年度 (令和 2 年 3 月)	令和 2 年度 (令和 2 年 7 月)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
共同生活援助	人/月	41	40	37	38	36	36
施設入所支援	人/月	57	58	58	62	63	63

人/月は利用者数

■ 見込み量の確保の方策

共同生活援助は、毎年度 40 人前後が利用しており今後も現状程度の利用を見込んでいます。福祉施設から地域生活への移行も図りつつ、今後整備計画のある法人等に対しては情報提供を行いながら整備促進を図っていきます。

施設入所支援は、毎年度 57～58 人が利用しています。施設入所待機者もいることから、今後は利用者の微増を見込みます。国の目標は施設入所支援利用者数の削減ですが、本町の実情を踏まえると増加が予測されるため、地域移行の促進によって大幅な増加とならないよう、サービス提供事業所及び関係機関と連携して取り組みます。



(4) 相談支援

■ サービスの内容

サービス名	内容
計画相談支援	障害のある人の心身の状況や環境、サービス利用等の意向を聞き取り、その人に合ったサービス利用の計画を作成します。
地域移行支援	施設入所者または精神科病院に入院している人に対して、住居の確保や地域生活に移行するための相談等の支援をします。
地域定着支援	単身等で生活する障害のある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急の事態に相談等の必要な支援をします。

■ サービス量の見込み

サービス名	単位	実績			計画		
		平成30年度 (平成31年3月)	令和元年度 (令和2年3月)	令和2年度 (令和2年7月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人/月	64	53	47	52	54	55
地域移行支援	人/月	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	人/月	0	0	0	1	1	1

人/月は利用者数

■ 見込み量の確保の方策

計画相談支援は、ひと月50人以上が利用しています。本町では、年度末にかけての更新者が多くなっているため、令和2年度7月末時点の実績が落ち込んでいますが、例年通りの利用があるとし、今後も障害福祉サービスの利用者増加に伴い、増加すると見込みます。

地域移行支援、地域定着支援は、これまで利用者がありません。今後は入院中の精神障害者の地域移行を想定し、利用者を見込みます。

サービスの確保方策については、一人ひとりの心身の状況や生活環境等を勘案して最適なサービスを提供するために、近隣市町及び事業者との調整や相談支援を行う人材の確保に努めながら、サービス提供体制を確立させていきます。

2 地域生活支援事業の見込み量

必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

障害のある人が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。

■サービス量の見込み

サービス名	単位	実績			計画		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	有	有	有	有	有

■見込み量の確保の方策

これまで行っていた事業や研修等を令和元年度よりこの理解促進研修・啓発事業へ位置づけました。今後も障害のある人の不安を解消し、共生・共助の社会づくりを推進するため、毎年度、実施します。

(2) 自発的活動支援事業

障害のある人やその家族、地域住民等が地域で自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）を支援します。

■サービス量の見込み

サービス名	単位	実績			計画		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

■見込み量の確保の方策

ボランティア団体等への委託や自立支援協議会等により、事業を実施しています。今後も民間団体や事業者等と一体となってイベントを行う等、活動を支援していきます。

(3) 相談支援事業

障害のある人やその保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。

■サービス量の見込み

サービス名	単位	実績			計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	か所	2	2	2	2	2	2
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	有	有	有

■見込み量の確保の方策

障害者相談支援事業は、町内2か所の委託相談支援事業所により、障害のある人の立場に立った相談支援に努めます。住宅入居等支援事業については、当事者のニーズとともに広域支援も踏まえつつ検討します。

(4) 成年後見制度利用支援事業

知的障害のある人または精神障害のある人で、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる人に対して、必要となる経費のすべてまたは一部を補助します。

判断能力が不十分な障害のある人の障害福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるよう、成年後見制度の利用を支援します。

■サービス量の見込み

サービス名	単位	実績			計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	件	0	1	0	1	1	1

■見込み量の確保の方策

令和元年度に1件の利用がありました。今後も現状程度の利用を見込みます。

障害のある人の必要な援助として権利擁護の取り組みを推進しつつ、成年後見制度の周知を図ります。また、成年後見制度の利用困難者に経済面から補助を行い、制度の利用を促進します。

（５）成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。

■サービス量の見込み

サービス名	単位	実績			計画		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	有	有	有

■見込み量の確保の方策

事業の実施については、制度の必要性や利用ニーズを把握しつつ、個別対応や支援体制の構築に向け検討します。

（６）意思疎通支援事業

■サービスの内容

サービス名	内容
手話通訳者派遣事業	手話や要約筆記を必要とする聴覚障害者を対象に、手話通訳者を派遣することで、意思の疎通と社会参加を支援する事業です。
要約筆記者派遣事業	手話や要約筆記を必要とする聴覚障害者を対象に、要約筆記者を派遣することで、意思の疎通と社会参加を支援する事業です。

■サービス量の見込み

サービス名	単位	実績			計画		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
手話通訳者派遣事業	利用者数 (実人数)	4	4	4	4	4	4
要約筆記者派遣事業	派遣回数	2	1	0	2	2	2

■見込み量の確保の方策

手話通訳者派遣事業は、毎年度 4 人が利用しています。今後も現状程度の利用を見込みます。

要約筆記者派遣事業は、個人への派遣実績はなく、毎年開催されるイベントに年 2 回派遣しています。今後もイベントへの派遣を見込みます。

今後も利用ニーズに応えられるよう、手話通訳及び要約筆記登録者の確保と質の向上に取り組めます。

(7) 日常生活用具給付等事業

障害のある人等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付または貸与します。

■サービスの内容

サービス名	内容
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等
自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障害者用屋内信号装置等
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計等
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障害者用情報受信装置等
排泄管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつ等
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障害のある人の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

■サービス量の見込み

サービス名	単位	実績			計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	件	3	0	0	1	1	1
自立生活支援用具	件	1	0	1	2	2	2
在宅療養等支援用具	件	3	2	2	2	2	2
情報・意思疎通 支援用具	件	5	6	3	5	5	5
排泄管理支援用具	件	439	497	566	614	650	662
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	0	0	1	1	1	1
合計	件	451	505	573	625	661	673

■見込み量の確保の方策

日常生活用具給付等事業は、サービスや年度によって増減はあるものの、一定の利用があります。排泄管理支援用具は利用が増加しています。

今後も障害のある人の日常生活の便宜を図り、在宅生活をより円滑に過ごすことができるよう、利用者のニーズを把握するとともに、日常生活用具に関する情報提供の充実に努め、必要な日常生活用具の給付を引き続き行います。

（８）手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害者等とのコミュニケーションの支援のため、手話奉仕員や要約筆記奉仕員を養成するための研修を定期的実施することで、障害者の社会参加と交流を促進します。

■サービス量の見込み

サービス名	単位	実績			計画		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
手話奉仕員養成研修事業	修了者数	0	0	0	0	7	7

■見込み量の確保の方策

平成 30 年度から令和 2 年度は講座を実施できませんでした。

今後は厚生労働省が定めたカリキュラムによる 2 年間（前期・後期）の手話奉仕員養成講座を開催し、令和 4 年度から研修修了者を見込みます。

（９）移動支援事業

屋外での移動を伴う心身障害者・児に対して、地域での自立した生活や社会参加を促すために、外出に必要な支援を行います。

■サービス量の見込み

サービス名	単位	実績			計画		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
移動支援事業	利用者数	3	3	3	2	2	2
	利用時間	131	104	143	74	74	74

■見込み量の確保の方策

平成 30 年度から毎年度 3 人が利用しています。今後は利用実績を踏まえて、毎年度 2 人と見込みます。

障害のある人の障害特性やニーズに対応できるサービス提供事業者の参入の促進に努めます。

(10) 地域活動支援センター

障害のある人の創作的活動・生産活動の機会を提供し、社会との交流を促進し、自立した生活を支援します。また、「あったかふれあいセンター事業」により、交流活動を促進します。

■サービス量の見込み

サービス名	単位	実績			計画		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
地域活動支援 センター基礎 的事業	か所	1	1	1	1	1	1
	利用者数 (延べ)	1,035	974	873	950	950	950
あったかふれ あいセンター 事業	か所	3	3	3	3	3	3
	利用者数 (「集い」 障害者 延べ)	2,080	1,627	1,298	1,452	1,332	1,272

■見込み量の確保の方策

地域活動支援センターは1か所、あったかふれあいセンターは3か所で実施しています。令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、事業所の休所や規模縮小等が影響しましたが、毎年度、多くの方が利用しています。

両センターともに今後も現状程度の利用を見込み、利用者の状況に応じた活動の機会の提供や交流活動の継続を図ります。



任意事業

(11) その他事業

①訪問入浴サービス事業

訪問による居宅での入浴サービスや送迎による施設での入浴サービスを提供することにより、身体の清潔の保持や心身機能の維持を図ります。

■サービス量の見込み

サービス名	単位	実績			計画		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
訪問入浴 サービス事業	か所	2	2	2	2	2	2
	月平均 利用者数	0	0	0	1	1	1

■見込み量の確保の方策

令和 2 年度まで利用はありませんが、福祉施設からの地域生活への移行を推進するうえで、今後も社会福祉協議会による事業を継続して実施します。

②日中一時支援事業

障害のある人の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を図るとともに、障害のある人の日中における活動の場を確保する事業です。

■サービス量の見込み

サービス名	単位	実績			計画		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
日中一時支援 事業	か所	3	3	2	3	3	3
	月平均 利用者数	9	6	4	7	7	7

■見込み量の確保の方策

平成 30 年度から令和 2 年度は月平均 4～9 人が利用しています。今後も現状程度の利用を見込みます。

障害児・者の日中に活動する場を確保し、家族の就労支援、休息やリフレッシュ等のために利用できるよう、サービス提供事業者の育成と確保に努めます。

③生活訓練等事業

日常生活上必要な訓練・指導等を実施します。

■サービス量の見込み

サービス名	単位	実績			計画		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
生活訓練等事業	事業回数	60	45	40	48	48	48
	利用者 延人数	302	208	147	168	168	168

■見込み量の確保の方策

平成 30 年度と令和元年度は年間延べ約 200～300 人が利用していましたが、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症対策で 3 月～5 月の事業を休止したため、利用者数は減少しています。

今後も利用ニーズを把握しながら一定程度の利用を見込み、生活の質の向上を図るために事業を実施します。

④協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援

市町村の協議会において、先進的な地域資源の開発・利用促進等に向けた取り組みを行い、地域生活支援の実現を図ります。

■サービス量の見込み

サービス名	単位	実績			計画		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
協議会における 地域資源の開発・ 利用促進等の支援	実施の 有無	無	有	無	有	有	有

■見込み量の確保の方策

この事業を活用し、令和元年度、障害者自立支援協議会 地域生活部会にて、地域の事業者に対して障害者雇用に関するアンケートを実施しました。

今後、協議会での検討内容から活用できる場合は積極的に活用していく等、地域資源の開発・利用促進に向けた取り組みの充実を図ります。

3 障害児通所支援等に関するサービスの見込み量

「障害児福祉計画」の策定が義務づけられたことにより、児童福祉法に基づくサービスの見込み量を設定します。

(1) 発達障害者支援

■サービスの内容

サービス名	内容
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講	○ペアレントトレーニングは、環境調整や子どもへの肯定的な働きかけを学び、保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動の促進と不適切な行動の改善を目的としたプログラムです。 ○ペアレントプログラムは、子どもの行動修正までは目指さず、「保護者の認知を肯定的に修正すること」に焦点を当てた簡易的なプログラムです。
ペアレントメンター養成	発達障害のある子どもを育てた経験のある親であり、同じ親の立場で良き相談相手となれる人のことです。
ピアサポート活動	ピアサポートは、同じ困難さを抱える、あるいは困難な立場にある人々が互いに支え合うことです。

■サービス量の見込み

サービス名	単位	実績			計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングの受講人数	人/年	0	0	0	3	3	3
ペアレントプログラムの受講人数	人/年	0	0	0	5	5	5
ペアレントメンターの人数 (隔年研修)	人/年	2	0	0	0	2	0
ピアサポート活動への参加人数	人/年	10	6	8	8	8	8

人/年は利用者数

■見込み量の確保の方策

発達障害児への支援ニーズの拡大に伴い、本町における実態把握や利用ニーズを把握しながら、自主グループの活動支援や、自立支援協議会研修会等を活用し、人材の育成を図っていきます。

(2) 障害児通所支援等

■ サービスの内容

サービス名	内容
児童発達支援	障害児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障害のある児童に対して、医療型児童発達支援センター等の指定発達支援医療機関において児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障害児に対して、放課後や長期休暇中に生活能力向上のために必要な訓練等を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を利用している障害児に対して、障害児施設等で指導経験のある児童指導員、保育士による訪問指導を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等で障害児通所支援を利用することが著しく困難な障害児に対して、居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援	障害児が障害児通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービス等)を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。
医療的ケア児に対するコーディネーター	医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、適切な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域の課題整理や地域資源の開発等を行いながら地域づくりを推進する役割を担うコーディネーターとして相談支援専門員等を養成し、配置します。

■ サービス量の見込み

サービス名	単位	実績			計画		
		平成30年度 (平成31年3月)	令和元年度 (令和2年3月)	令和2年度 (令和2年7月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人/月	1	0	1	2	2	2
	人日/月	1	0	1	7	8	8
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人/月	3	2	2	3	3	3
	人日/月	31	14	22	35	40	35
保育所等訪問支援	人/月	0	0	1	1	2	2
	人日/月	0	0	1	1	2	2
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0

サービス名	単位	実績			計画		
		平成 30 年度 (平成 31 年 3 月)	令和元年度 (令和 2 年 3 月)	令和 2 年度 (令和 2 年 7 月)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
障害児相談支援	人/月	2	2	2	2	2	2

人/月は利用児童数、人日/月は利用日数

サービス名	単位	実績			計画		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	配置の有無	無	無	有	有	有	有

■見込み量の確保の方策

児童発達支援は、年度によって1人が利用しています。児童発達支援サービスへ早期につながるよう発達の気になる子への支援を重点に行い、今後の利用増加を見込みます。高幡圏域における児童発達支援センター設置の検討と合わせて、支援体制の充実を図ります。

放課後等デイサービスは、毎年度2～3人が利用しており、今後も現状程度の利用を見込みます。近隣に事業所はありませんが、事業所が遠くても利用できるよう、今後も福祉と教育のつながりや連携を図ります。

保育所等訪問支援は、令和2年度に1人が利用しています。今後も現状程度の利用を見込みます。今後は児童発達支援と連携して月1～2回の保育所訪問を想定し、受け入れ可能な事業所の確保に努めます。

障害児相談支援は、年度によって2人が利用しており、今後も現状程度の利用を見込みます。

医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援は、これまで利用はなく、今後も利用は想定しませんが、療育の必要な子どもやその家族が抱える子どもの発達への不安に対応し、近隣市町及び事業者との調整に努めながら、サービス提供体制を確立させていきます。

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置については、対象となる医療的ケア児の把握に努めつつ、自立支援協議会子ども部会を協議の場とし、さらなる体制整備を進めます。

(3) その他の障害児サービス等

■ サービスの内容

サービス名	内容
障害児長期休暇支援事業 (すまいるクラブ)	学校等の長期休暇期間中に地域において障害児の援助を行うことにより、障害児及びその保護者の地域生活を支援します。

■ サービス量の見込み

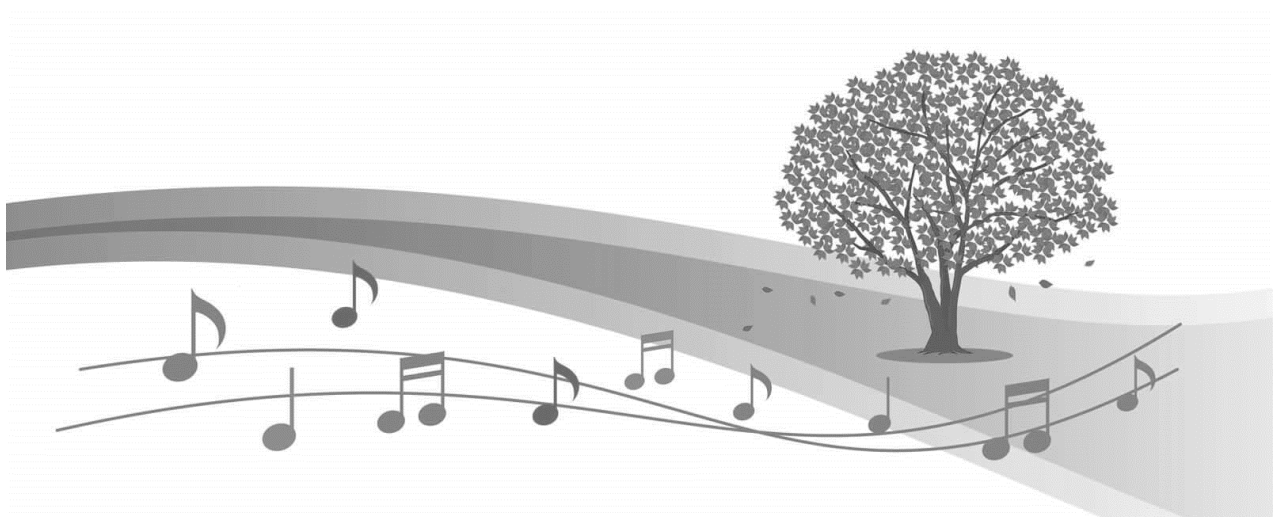
サービス名	単位	実績			計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児長期休暇支援事業	利用者数	5	6	5	5	6	6
	利用者 延人数	130	122	110	115	120	120

■ 見込み量の確保の方策

四万十町では現在委託により、長期休暇支援事業を行っています。今後も家族の就労支援や休息・リフレッシュ等のために利用できるよう、また障害児の日中活動が行える場と人材の確保に努めます。



資料編



1 町内の社会資源について



(1) 障害福祉サービス事業所

①指定相談支援事業所

事業所	電話番号	事業所の所在地
相談支援事業所 わらわ	0880-29-0015	四万十町東町4-10
しまんと町社協 相談支援事業所	0880-22-1195	四万十町茂串町11-30

②居宅介護指定事業所

事業所	電話番号	事業所の所在地
社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所 くぼかわ	0880-22-1195	四万十町茂串町11-30
社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所 せいぶ	0880-27-1177	四万十町大正32-1

③短期入所指定事業所

事業所	電話番号	事業所の所在地
障害者支援施設 オイコニア	0880-22-8382	四万十町仁井田字倉木462
小規模多機能ホーム 香月	0880-22-5666	四万十町香月が丘7-30

④グループホーム

事業所	電話番号	事業所の所在地
グループホーム 笑和	0880-29-0015	四万十町東町4-10

⑤障害者支援施設（施設入所支援）

事業所	電話番号	事業所の所在地
障害者支援施設 オイコニア	0880-22-8382	四万十町仁井田字倉木462

⑥生活介護

事業所	電話番号	事業所の所在地
障害者支援施設 オイコニア	0880-22-8382	四万十町仁井田字倉木 462
デイサービスセンター緑林荘	0880-22-2181	四万十町仕出原 496-1
リハ・トレススタジオ リポート	0880-29-6067	四万十町本町 2-10
リハデイサービス フィット	0880-29-6112	四万十町琴平町 3-8
小規模多機能ホーム 香月	0880-22-5666	四万十町香月が丘 7-30
デイサービスセンター百年荘	0880-27-1177	四万十町大正 32-1
デイサービスセンターこいのぼり	0880-28-5331	四万十町昭和 470-6
デイサービスセンターひだまり	0880-29-1051	四万十町昭和 41-1

⑦就労継続支援（A型・B型・就労定着）

事業所	事業	運営主体	電話番号	事業所の所在地
作業所 由菜の里	継続 B	特定非営利活動法人 由菜の里	0880-22-3702	四万十町 北琴平町 4-8
就労継続支援B型 事業所 あさざり	継続 B	(福) さくら 福祉事業会	0880-22-4638	四万十町 茂串町 1-14
就労継続支援B型 事業所 やまびこ	継続 B		0880-29-4777	四万十町大正 190
就労継続支援多機 能型事業所 しまんと創庫	継続 A	(有) 西宮物産	0880-22-3741	四万十町神ノ西 1229-2
	継続 B			
	就労 定着			

⑧自立訓練（生活訓練）

事業所	電話番号	事業所の所在地
デイサービスセンター さくら貝	0880-25-0888	四万十町興津 2520-1

(2) 地域交流の場

① あったかふれあいセンター

あったかふれあいセンターとは、子どもから高齢者まで、年齢や障害の有無に関わらず、誰もが気軽に集える場所として、介護予防体操や健康体操、障害がある方の就労支援、地域に出向いてのサロン活動等、様々な取り組みを行っている地域福祉の拠点です。センターの利用は無料です。(一部、運動器具利用の際等は有料の場合があります。)

名称	運営主体	実施場所・問い合わせ先
あったかふれあいセンター くぼかわ	株式会社 アクトワン	四万十町琴平町 3-8 TEL：0880-29-6112
あったかふれあいセンター やまびこ	(福) さくら福祉事業会	四万十町大正 190 TEL：0880-29-4888
あったかふれあいセンター 十和	特定非営利活動法人 さわやか四万十	四万十町昭和 502-2 TEL：0880-28-5166

ぜひ一度、お気軽にお立ち寄りください。(送迎については、各センターにお問い合わせください。)

② 障害者の交流、生きがいづくり

名称	活動内容	実施場所・問い合わせ先
地域活動支援センター やまびこ	地域で生活する障害のある人に、状況に応じて創作活動や生産活動の機会を提供	四万十町大正 190 TEL：0880-29-4888
ほっとサロン (窪川・大正・十和)	月に1～2回程度、障害のある人や家族等が参加し、学習会、調理実習、創作活動等を開催	窪川・大正・十和地域(3か所) 四万十町(健康福祉課・町民生活課) 本庁：0880-22-3115 大正地域振興局：0880-27-0112 十和地域振興局：0880-28-5112

(3) 当事者団体や家族会

名称	活動内容	事務局・問い合わせ先
四万十町障害者連盟	会員相互の親睦を深め、障害者福祉の増進、地域福祉の推進を目的に、各種親睦行事、研修会等を行っている。	しまんと町社会福祉協議会 TEL：0880-22-1195
四万十町家族会 ほほえみ (精神障害者家族会)	当事者家族の悩みや相談事等、なんでも話し合える集いの場を定期的に開催している。	NPO 法人由菜の里 TEL：0880-22-3702
認知症家族の会	認知症の人を介護している家族、介護経験者等の交流や勉強会等を行い、在宅介護を支援する。	四万十町地域包括支援センター TEL：0880-22-3385 四万十町地域包括支援センター西部支所 TEL：0880-27-1212
「ダウン症」親の会	ダウン症の子を持つ親同士で情報交換や、親の持つ悩みの共有等を行い、サービスにつなげるための会を不定期に開催している。	四万十町役場健康福祉課 TEL：0880-22-3115
自閉症児親の会 「カーネーション」	自閉症の子を持つ親同士で情報交換や、親の持つ悩みの共有等を行い、サービスにつなげるための会を2か月に1回定期的に開催している。	四万十町役場健康福祉課 TEL：0880-22-3115
窪川断酒会	当事者・家族による断酒継続のための自主グループミーティング。 年末年始を除く毎週土曜日 19：00～21：00 四万十町役場東庁舎2階第2会議室	四万十町折含 12 西村 方博 TEL：0880-22-1273

2 アンケート調査からの意見

(1) アンケート調査の概要

第3期障害者計画の策定にあたり、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等をお持ちの方を対象に、障害のある人の生活状況と意見を把握するためのアンケート調査を実施しました。

調査対象	①本町にお住まいの障害者手帳等をお持ちの18歳未満の保護者 ②本町にお住まいの障害者手帳等をお持ちの18歳以上の方
調査期間	平成29年7月21日（金）～平成29年8月4日（金）
調査方法	郵送による配布・回収
回収結果	①36件配布・17件回収（有効回収率47.2%） ②441件配布・211件回収（有効回収率47.8%）

(2) 調査結果の概要（18歳未満の保護者）

※18歳未満の調査結果については、件数表記としています。

①保護者の状況

○主にお子さんをみている方の年齢をみると、「40歳代」が8件と最も多く、次いで「30歳代」が4件、「50歳代」が3件となっています。

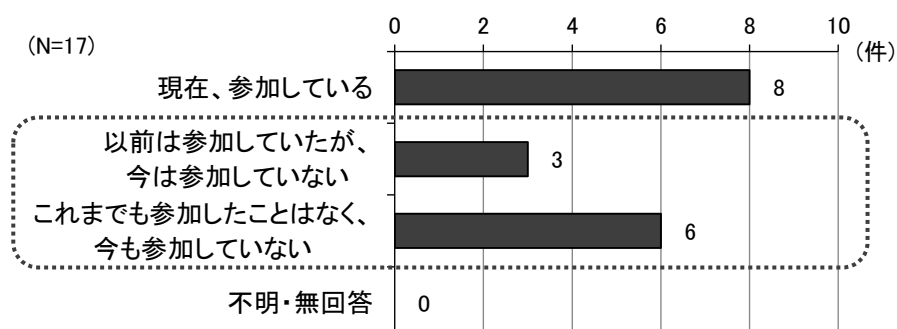
○保護者のうち、就労している方は約7割となっています。

②保護者同士のネットワークについて

○保護者の集まりや家族会等に参加しているかについてみると、「現在、参加している」が8件となっています。

○『（今は）参加していない』は9件となっています。

■保護者の集まりや家族会等に参加していますか

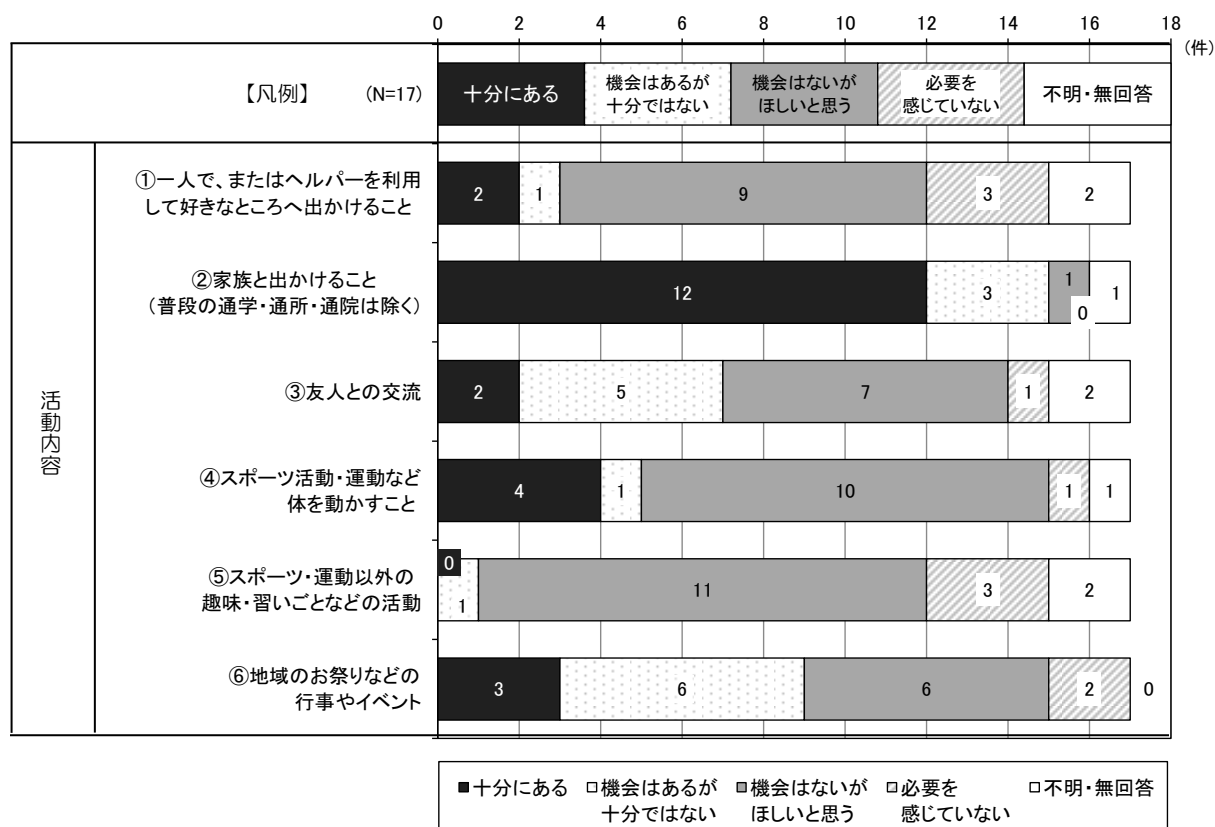


③日中の活動について

○活動を行う（参加する）機会があるかについてみると、「②家族と出かけること」では『十分にあり』が 12 件と多くなっています。

○『機会はないがほしいと思う』では「⑤スポーツ・運動以外の趣味・習いごと等の活動」が 11 件となっています。

■保育所・幼稚園、または学校以外に、以下の活動を行う（参加する）機会がありますか



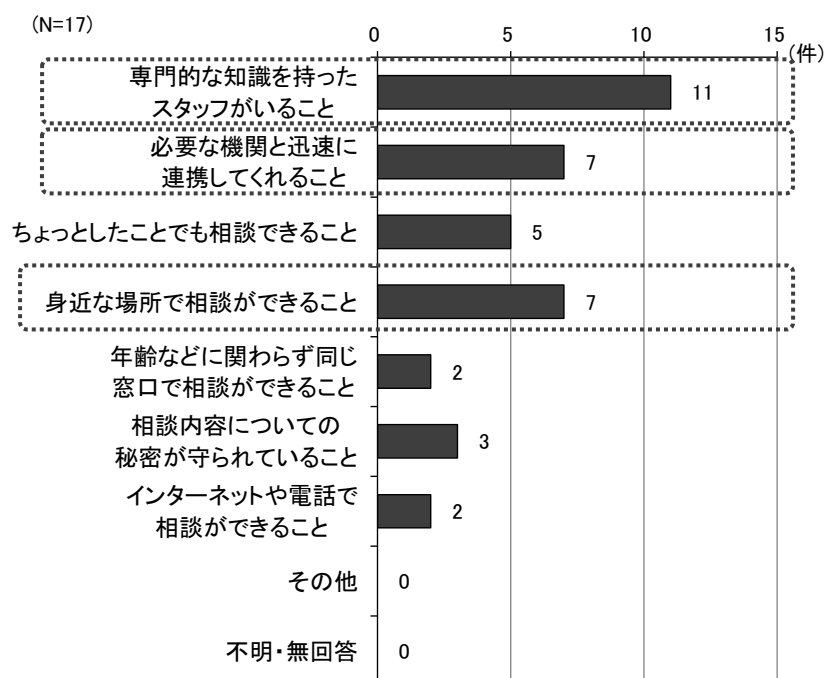
④相談機関について

○お子さんの発達や障害について、はじめて相談をした機関についてみると、「医療機関（病院・診療所等）」が4件と最も多く、次いで「須崎福祉保健所」「その他」が3件、「幼稚園・保育所・学校」「県立療育福祉センター」が2件となっています。

○お子さんのことで相談している（したことがある）相談先についてみると、「県立療育福祉センター」が12件と最も多く、次いで「保育所・幼稚園・学校」が11件、「医療機関（病院・診療所等）」が10件となっています。

○相談機関に期待することでは、「専門的な知識を持ったスタッフがいること」が11件と最も多く、次いで「必要な機関と迅速に連携してくれること」「身近な場所で相談ができること」が7件、「ちょっとしたことでも相談できること」が5件となっています。

■相談機関に期待することは何ですか（複数回答）



⑤日中の活動について

○福祉に関する情報についてどの程度満足しているかについてみると、「わからない」が6件と最も多く、次いで「現在の状態ではやや不十分」「現在の状態ではまったく不十分」が4件、「現在の状態ではほぼ十分」が3件となっています。

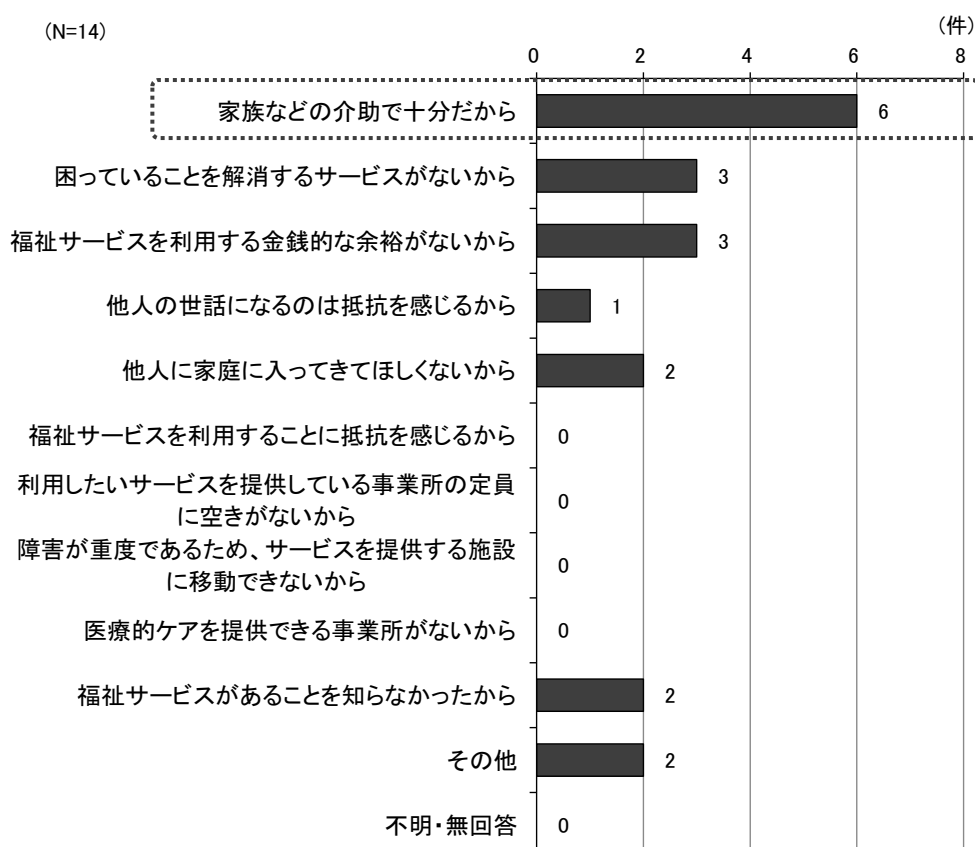
○お子さんは現在、福祉サービスを利用しているかについてみると、「利用していない」が14件、「利用している」が3件となっており、「利用していない」が上回っています。

○福祉サービスを利用していない理由についてみると、「家族等の介助で十分だから」が6件と最も多く、次いで「困っていることを解消するサービスがないから」「福祉サービスを利用する金銭的な余裕がないから」が3件となっています。

■お子さんは現在、福祉サービスを利用していますか



■現在、福祉サービスを利用していない理由は何ですか（複数回答）



(3) 調査結果の概要（18 歳以上）

①日中（余暇）活動について

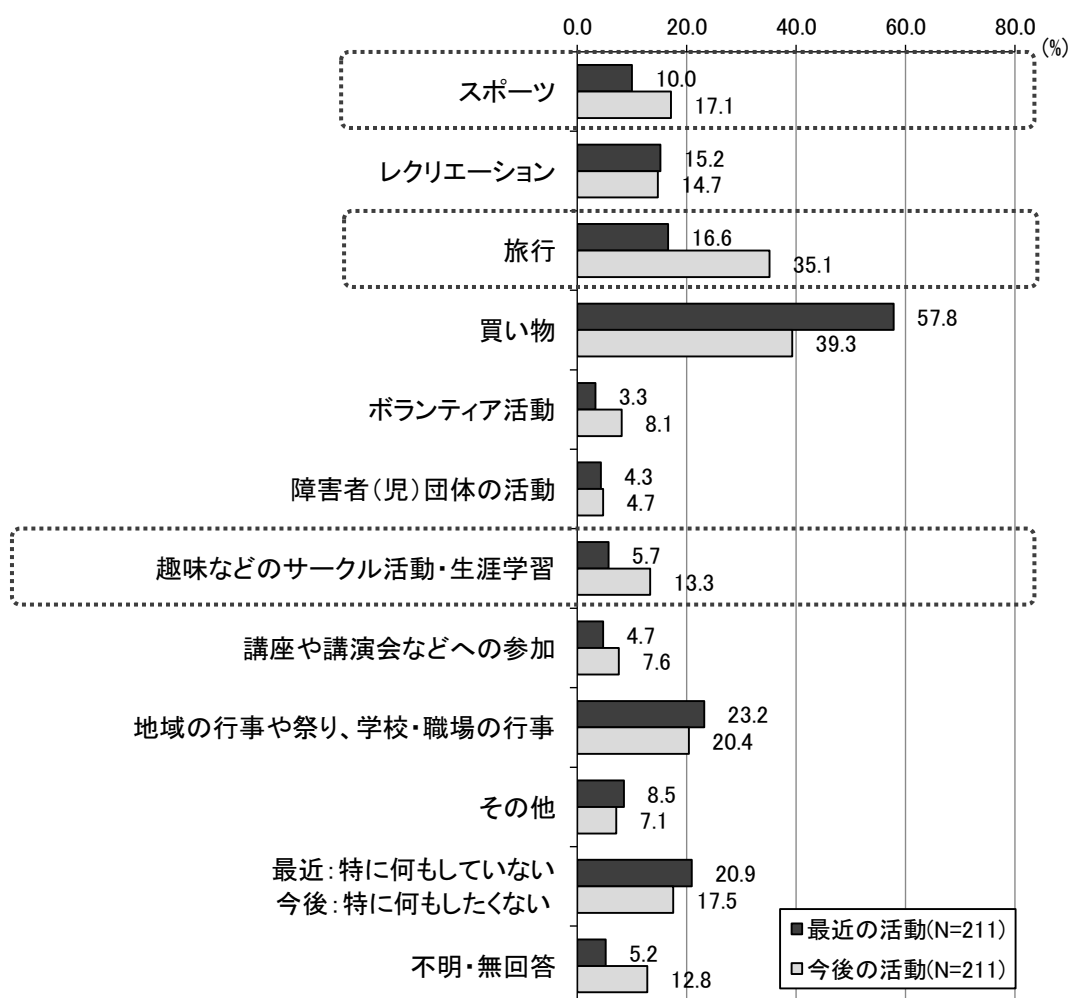
○最近（過去3か月程度）どのような活動をしたかについてみると、「買い物」が57.8%ともっとも高く、次いで「地域の行事や祭り、学校・職場の行事」が23.2%、「特に何もしていない」が20.9%となっています。

○今後、どのような活動をしたいと思うかについてみると、「買い物」が39.3%ともっとも高く、次いで「旅行」が35.1%、「地域の行事や祭り、学校・職場の行事」が20.4%となっています。

○「スポーツ」「旅行」「趣味等のサークル活動・生涯学習」では、最近した割合よりも今後したいと答えた割合が上回っています。

■最近（過去3か月程度）どのような活動をしましたか（複数回答）／

今後、どのような活動をしたいと思いますか（複数回答）



②障害に対する理解について

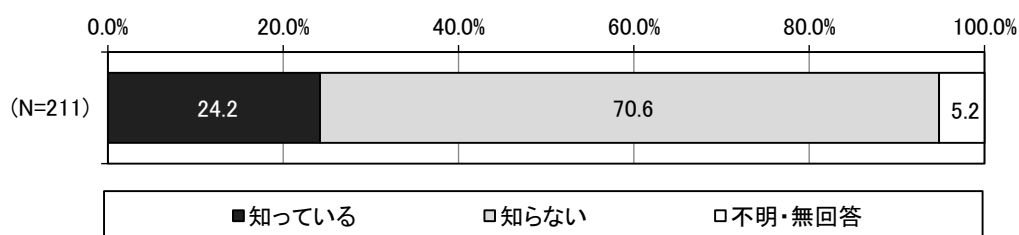
○「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」について知っているかについてみると、「知らない」が 70.6%、「知っている」が 24.2%となっており、「知らない」が上回っています。

○およそ 5～10 年前と比べて、障害のある人に対する差別や偏見は改善されてきたと思うかについてみると、「わからない」が 39.8%と最も高く、次いで「少しずつ改善されている」が 28.9%、「あまり改善されていない」が 12.3%となっています。

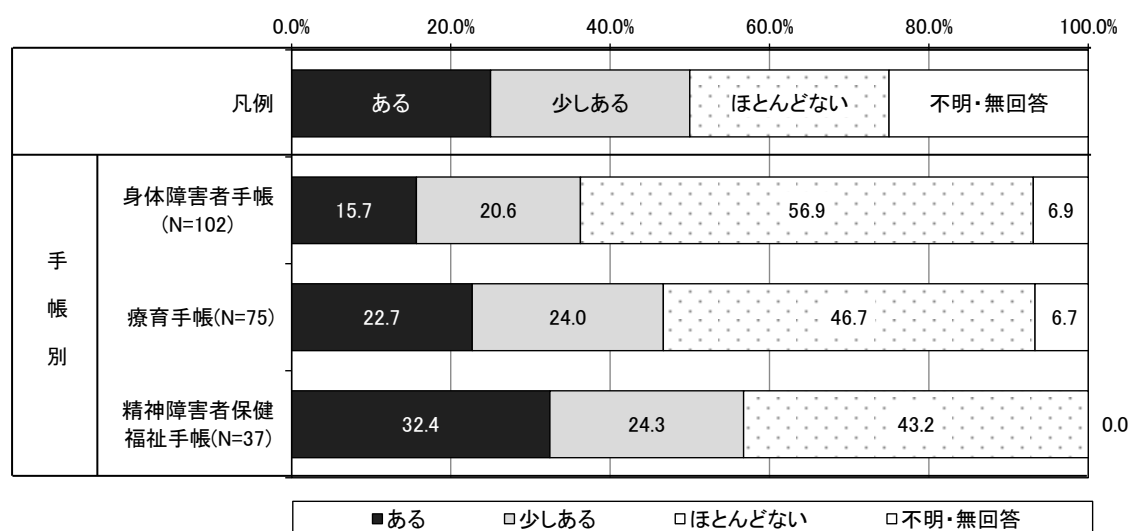
○障害があることで差別・偏見を受けたことがあるかを手帳別にみると、「ある(ある+少しある)」について、『身体障害者手帳』では 36.3%、『療育手帳』では 46.7%、『精神障害者保健福祉手帳』では 56.7%となっています。

○どのような場面で差別・偏見を受けたかについてみると、「仕事や収入」が 38.8%と最も高く、次いで「公共の場での人の視線」が 36.5%、「隣近所とのつきあい」が 23.5%となっています。

■障害者虐待防止法について知っていますか



■障害があることで差別・偏見を受けたことがありますか（手帳別）



※%については、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計値が 100.0%にならない場合があります。

③就労状況について

○現在働いているかについてみると、「働いていない」が49.8%、「働いている（作業所等を含む）」が47.9%となっており、「働いていない」がわずかに上回っています。

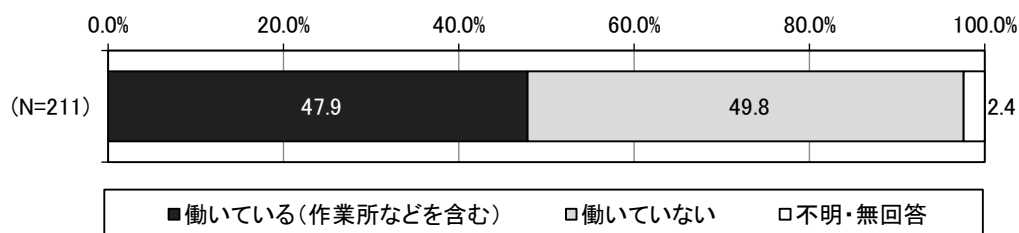
○働き方についてみると、「通所施設や作業所等で働いている」が44.6%と最も高く、次いで「一般の会社や団体で働いている」が27.7%、「自営業や農業、家業等を手伝っている」が13.9%となっています。

○働いていない主な理由についてみると、「障害のためにできる仕事がないため」が50.5%と最も高く、次いで「仕事をするのが不安なため」が21.0%となっています。

○働くときに困ったり、不安に思ったりすることについてみると、「収入が少ない」が53.5%と最も高く、次いで「特に困っていることはない」が29.7%、「良い体調を維持するのが難しい」が22.8%となっています。

○障害があっても働きやすくするには、どのようなことが必要だと思うかについて手帳別にみると、『身体障害者手帳』では「短時間勤務や勤務日数配慮等、障害に応じた働き方ができること」、『療育手帳』では「職場で差別や偏見がないこと」、『精神障害者保健福祉手帳』では「働きながら通院できること」がそれぞれもっとも高くなっています。

■あなたは、現在働いていますか



※%については、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計値が100.0%にならない場合があります。

■障害があっても働きやすくするには、どのようなことが必要だと思いますか（複数回答）／（手帳別）

上段:度数 下段:%		問33 障害があっても働きやすくするには、どのようなことが必要だと思いますか							
		合計	通勤手段が確保されていること	職場におけるバリアフリーなどの配慮	短時間勤務や勤務日数配慮など、障害に応じた働き方ができること	働きながら通院できること	職場で差別や偏見がないこと	職場に障害のある人用の設備や機器が整っていること	障害のある仲間と一緒に働けること
手帳等の種類	身体障害者手帳	102	30	12	33	18	12	11	16
		100.0	29.4	11.8	32.4	17.6	11.8	10.8	15.7
	療育手帳	75	19	6	14	5	22	6	21
		100.0	25.3	8.0	18.7	6.7	29.3	8.0	28.0
	精神障害者保健福祉手帳	37	14	1	15	16	11	1	6
		100.0	37.8	2.7	40.5	43.2	29.7	2.7	16.2

上段:度数 下段:%		つづき						
		職場に介助や相談などの支援をしてくれる人がいること	障害のある人が就労できる事業所が増えること	就労に向けての相談の場が充実していること	専門的な技術を身につける職業訓練が充実していること	在宅勤務の拡充	その他	不明・無回答
手帳等の種類	身体障害者手帳	10	27	8	7	5	1	23
		9.8	26.5	7.8	6.9	4.9	1.0	22.5
	療育手帳	16	17	7	7	2	4	15
		21.3	22.7	9.3	9.3	2.7	5.3	20.0
	精神障害者保健福祉手帳	6	12	1	3	2	5	2
		16.2	32.4	2.7	8.1	5.4	13.5	5.4

④情報の取得について

○福祉に関する情報について満足しているかについてみると、「わからない」が33.6%と最も高く、次いで「現在の状態ではやや不十分」が22.3%、「現在の状態ではほぼ十分」が19.9%となっています。

○今後、充実してほしい情報についてみると、「相談窓口に関すること」が27.0%と最も高く、次いで「障害者（児）にかかわる福祉制度のこと」が25.6%、「就職や就労支援に関すること」が24.2%となっています。

⑤日常生活について

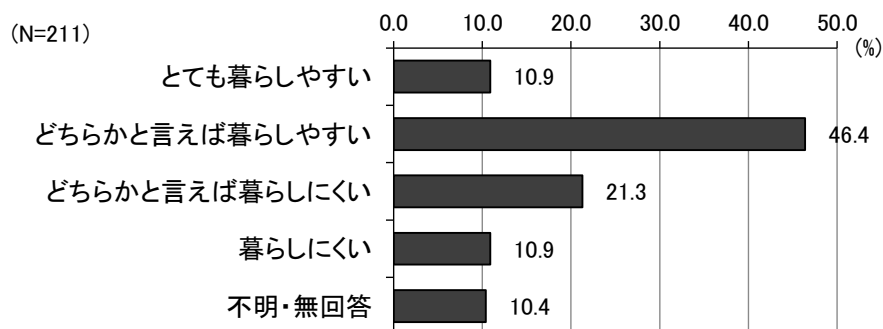
○外出する際に、困ったり不便に感じることにしてみると、「公共交通機関が少ない、または、ない」が31.8%と最も高く、次いで「困ったときにどうすればいいのか心配」が29.4%、「外出にお金がかかる」が28.0%となっています。

⑥四万十町の障害者施策について

○四万十町は暮らしやすいかについてみると、「どちらかと言えば暮らしやすい」が46.4%と最も高くなっています。

○障害福祉サービスを利用しやすくするために、今後希望することについてみると、「どのようなサービスがあるのかもっと情報がほしい」が44.5%と最も高く、次いで「費用負担を軽くしてほしい」が28.0%、「利用についての申請や手続き方法をわかりやすくしてほしい」が24.6%となっています。

■四万十町の暮らしやすさ



<障害のある人にとって暮らしやすいまちづくりのために希望すること>

「何でも相談できる窓口を充実してほしい」が40.3%と最も高く、次いで「障害のある人の働く場所を充実してほしい」が28.9%、「福祉に関する情報をわかりやすく提供してほしい」が21.3%となっています。

※%については、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計値が100.0%にならない場合があります。

3 関係団体・サービス提供事業所調査からの意見

①障害児・者に対する福祉サービスについて

- 障害者が孤立することのないように、早い段階から相談支援を行い、適切なサービスにつなげていくことが必要。
- 保育園から学校への引き継ぎについて、親からではなく、行政からしてもらいたい。
- 相談できるアドバイザー的な人がほしい。
- 教育現場との情報共有を早い段階からしていく必要がある。
- 近年、グレーゾーンの子どもたちが増えているように思う。四万十町での障害児に対する取り組みがわかりづらい。四万十町には障害児の学校がなく、町外へ行き送迎している親をみると、大変だと思う。
- 障害児に対するサービスがまだ不足しているように感じる。

②地域での支え合いに向けた連携強化について

- 専門家集団だけではなく、その人が居住する地域住民の理解を進める体制をつくっていくことが必要。
- 災害時、一般の人と一緒に難しいので、障害児や家族が居られる場所を確保してほしい。
- 民生委員さんと主に地域住民のサポート活動を促進していくことが必要。
- 障害者の高齢化も今後の課題となっており、障害者と一緒に生活している家族の高齢化への支援が必要では。
- 四万十町ももっと障害者施設ができていいのではと思う。今後の生活の不安を取り除くことが大切だと思う。

③障害者の社会参加について

- 送迎の充実（公共交通機関：例えばぐるりんバス）、利用しやすい便数の増加等が必要。
- 雇用する側もされる側も行き詰まったときに気軽に相談できる体制。
- その人に合った仕事があればいい。（職の選択）
- 町内での障害者雇用の場がない。障害者への理解がない。
- 行きたいところはあるが、移動に関する支援が不足している。公共交通機関や、車両運転ボランティアの充足が必要ではないか。

④障害や障害者に対する差別解消や理解促進について

- まだまだ障害者への偏見があるので、地域生活が大変な事も多くみられるのでは。
- 障害者への理解ができない、色々な障害の特性をもっと知ってほしい。困っている障害者の方の対応等の支援が必要ではないか。
- 障害者の方の理解を皆に知ってもらえるように、話し合いや研修等、一般の方が参加できるものを提案して皆で共有できたらいいと思う。

4 計画策定の経過



年月日	内 容
令和2年8月21日	第1回四万十町障害者計画等策定委員会 (1) 要綱の改正について (2) 委員長、副委員長の選任について (3) 四万十町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の策定に向けて
令和2年12月4日	第2回四万十町障害者計画等策定委員会 (1) 四万十町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（素案）についての協議
令和2年12月28日 ～令和3年1月19日	パブリックコメント実施 (公募方法) CATV文字放送、四万十町HP、意見箱4か所 (公募結果) 意見提出無し
令和3年2月1日	第3回四万十町障害者計画等策定委員会 (1) パブリックコメントの結果について (2) 四万十町第3期障害者計画、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画（最終案）について

5 四万十町障害者計画等策定委員会設置要綱



平成 23 年 10 月 31 日告示第 80 号

改正

平成 25 年 3 月 29 日告示第 16 号

平成 26 年 5 月 29 日告示第 50 号

平成 29 年 12 月 22 日告示第 91 号

令和 2 年 7 月 31 日告示第 86 号

四万十町障害者計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条第 3 項に規定する市町村障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条第 1 項に規定する市町村障害福祉計画及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 20 に規定する市町村障害児福祉計画（以下これらを「計画」という。）に基づく、四万十町障害者計画等の策定及び推進に関する事項を協議するため、四万十町障害者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の推進及び見直しに関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 25 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 障害福祉等団体の代表者
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 障害福祉サービス利用者又はその家族
- (4) 相談支援事業者
- (5) 民生委員児童委員
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 公募による者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱され、又は任命された年度の末日までとする。

2 委員が欠けたときは、これを補欠することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員の互選による委員長1人及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、会務を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年11月4日から施行する。

附 則(平成25年3月29日告示第16号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年5月29日告示第50号)

この告示は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則(平成29年12月22日告示第91号)

(施行期日等)

1 この告示は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の四万十町障害者計画及び障害福祉計画策定委員会設置要綱の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(準備行為)

3 改正後の第1条に規定する市町村障害児福祉計画を策定するために必要な準備行為は、附則第1項ただし書きに規定する施行の日前においても行うことができる。

附 則(令和2年7月31日告示第86号)

この告示は、公布の日から施行する。

6 四万十町障害者計画等策定委員会名簿

(任期：令和2年8月21日～令和3年3月31日)

	所 属	役 職	氏 名
1	須崎公共職業安定所	所 長	西 村 利 昭
2	須崎福祉保健所	所 長	松 本 忠 史
3	幡多児童相談所	所 長	北 村 竜 平
4	しまんと町社会福祉協議会	総務地域課長	尾 崎 弘 明
5	民生児童委員	代 表	岩 崎 千代喜
6	身体障害者相談員		嶋 岡 敏
7	知的障害者相談員		戸 田 利 丕
8	四万十町障害者自立支援協議会	会 長	◎牧 野 利恵子
9	くぼかわボランティア協議会	会 長	岩 崎 良 子
10	グループホーム 代表	グループホーム笑和 管理者	○大 崎 和 正
11	就労継続支援事業所 代表	しまんと創庫 管理者	中 平 多貴子
12	地域活動支援センター 代表	やまびこ センター長	田 村 輝 雄
13	障害者支援施設 代表	オイコニア 施設長	岡 村 理 佐
14	相談支援事業所 代表	しまんと町社協相談支援 事業所相談支援専門員	本 井 ゆ き
15	当事者代表		弘 瀬 佳 和
16	精神障害者家族会ほほえみ	副会長	宮 脇 利 枝
17	自閉症児親の会 カーネーション	代 表	武 吉 美 恵
18	教育委員会	教育次長	浜 田 章 克
19	地域包括支援センター	所 長	池 田 康 人
20	健康福祉課	課 長	長 森 伸 一

◎ 委員長 ○ 副委員長

(順不同・敬称略)

四万十町第3期障害者計画
第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

発行年月：令和3年3月

発 行：四万十町

編 集：四万十町 健康福祉課

〒786-8501 高知県高岡郡四万十町琴平町 16-17

T E L : 0880-22-3115

F A X : 0880-22-3725
